

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第22号

平成30年12月5日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部副参事	星野宏徳君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	市民課長	山田茂人君
納税課長	中野哲也君	子育て支援部副参事	榎本豊君
保育課長	関田孝志君	青少年課長	新海隆弘君

健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君
学校教育部 吉岡琢真君
副参事

環境課長 宮鍋和志君
都市建設部 内藤峰雄君
副参事
教育総務課長 石川博隆君
給食課長 齋藤謙二郎君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成30年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、保育園学童クラブについてお伺いをいたします。

①といたしまして、平成31年度に向けた待機児童対策の現状、課題、今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次、2番といたしまして、歯科保健衛生に関しての取り組みについてお伺いをいたします。

①といたしまして、市民及び小中学校での歯科保健衛生の現状、課題、今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、保育園、学童保育所の待機児童対策の現状、課題、今後の取り組みについてであります。保育園の待機児童の現状につきましては、ゼロ歳、1歳児では待機児童が生じています。一方、2歳児以上では、認定こども園とあきがある施設もあります。課題につきましては、全国で恒常化している保育士不足の影響による市内保育施設への人材確保の対応及び幼児教育の無償化に伴う保育需要拡大への対応が課題であると考えております。

今後の取り組みにつきましては、適切な保育ニーズの把握や、推計に基づく保育施設の整備及び保育士の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

学童保育所の待機児童の現状につきましては、一部の地域で引き続き待機児童が生じております。課題につきましては、民間学童保育所の利用促進及び保育ニーズの的確な把握であると考えております。

今後の取り組みにつきましては、平成31年度の受け入れ枠の拡大に向け、第一クラブ改修工事の準備を進めております。あわせて、民間学童保育所の利用促進を図るとともに、学童保育所の申請を経ずにランドセル来館事業の申請ができるよう事業内容を見直すことで、多様なニーズに応えてまいりたいと考えております。

次に、市民及び小中学校における歯科保健衛生の現状、課題及び今後の取り組みについてであります。現

状としましては、市では健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、歯周疾患検診を実施しております。また、乳幼児を対象に、虫歯予防などの歯科保健事業を実施しております。

市教育委員会では、毎年度、学校歯科保健取り組みプランを策定し、学校歯科保健に取り組んでおります。課題といたしましては、市民の皆様が歯と口腔の健康を維持するため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けていただくことが必要であると考えております。

今後につきましては、多くの市民の皆様が定期的な歯科健診の機会が得られるよう、歯科医師会など関係機関と調整を図りながら、歯科保健衛生に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、児童・生徒及び保護者の口腔の健康に対する意識を向上させ、虫歯の予防、治療、かかりつけ歯科医の定着を図るため取り組んでまいります。

小中学校における詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学校における歯科保健衛生の現状、課題、今後の取り組みについてであります。現在市内の小中学校では、学校歯科保健取り組みプランに基づき、給食後の歯磨きや学校歯科医による歯磨き指導、歯科講話のほか、ポスターコンクールへの出展や標語の応募など、さまざまな活動を実施しております。中でも第六小学校におきましては、1年生から4年生までの児童に対し、週1回、歯磨き後、うがい液で口をすすぐフッ化物洗口を実施しております。

課題としましては、児童・生徒の虫歯の罹患率、未処理率が、近年は改善の方向にあるものの、依然として高いことでもあります。その対策としましては、家庭における口腔の健康に対する意識の啓発が挙げられます。

引き続き、虫歯罹患率の低減に向けて、家庭による食後の歯磨き習慣の定着や、かかりつけ歯科医の定着を図るため、働きかけを進めてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきたいと思っております。

まず、保育園、学童クラブについてということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

女性の社会進出の増加、また雇用形態の変化による共働きの家庭がふえたことにより、現在25歳から44歳の結婚している女性の就業率は、世の中60%を超えたという時代になっています。また、全世帯から見ても20%以上が共働き世帯となっており、不景気により出産を機に退職するよりも、働く選択をしている女性がふえているというふうに言われています。また、核家族化が進み、親世代に子供を預けることができないのも原因の1つだというふうに言われており、児童のいる生徒のうち79%が、今核家族世帯ということになっているというふうにお伺いします。そのうち、ひとり親世帯は7%と、こちらも非常に増加しておるといわれているように伺っています。

その需要人数に対して、また保育関連施設や保育士が不足しているという世の中の現状として、待機児童として入園待ちをしているということの世の中の実態があるというふうな、現状伺っておりますが、平成31年度に向けた待機児童対策の現状、課題、今後の取り組みということで出しておりますので、先ほど市長答弁で待機児童の現状を幾つかお伺いをさせていただきました。東大和市では、来年4月入園の申し込み受け付けを、

けさもたくさんの方がカウンターにいらっしゃっていましたが、現状の受け付け状況と、それから来年4月の待機児童についてはどのように見込んでいるかを、少し詳細を教えてくださいませんか。

○保育課長（関田孝志君） 保育園の申し込みにつきましては、現在受け付け中であります。数字的には、おおむね前年と同程度に見込んでおるところでございます。

また、保育士の人材不足とか施設の拡大がないという中で、新たな受け入れの増員が見込めない状況でありますことから、来年4月の待機児童についてゼロというのはなかなか難しいという状況だと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。了解いたしました。

東大和市においては、新聞報道に少し前ありましたが、育児休業の延長に必要な書類を入手するために、形式的申し込みを行うということが報道されていましたが、実際そういったことがあったのか、それに対して市としてはどのような対応をしているのか、少し教えてくださいませんか。

○保育課長（関田孝志君） 窓口を受け付けている中では、やはり育児休業の延長をしたいという旨の申し出はございます。平成30年度の受け付けに際しては、特段何もしてこなかった現状がでございます。ですが、ただいま受け付けております31年度の受け付けに際しましては、新たに育児休業延長のための申し込みであるというような形の申請をいただくようにしておりまして、その対応をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど保育士不足の件もお伺いしましたので、少し教えてください。

保育士の人材不足に苦労しているということですが、実態としてどのような影響があるのかということと、それから人材確保に向けた市の対応について、少し教えてくださいませんか。

○保育課長（関田孝志君） 実際、保育士がいないというところで、平成30年4月の状況では、認可保育園、ゼロ歳児が定員163人のところを受け入れてきたのが155人と。また1歳児については定員300人のところを受け入れてきたのが289人ということで、受け入れの人数が定員より下回っているという状況がございます。また、小規模保育では、11名の定員の施設が開所できないというような状況もございまして、なかなか施設整備をしたが待機児解消につながっていないという大きな影響があるということでございます。

また、保育士の確保に向けましては、保育士の処遇を改善することを目的とした補助金を給付するとともに、補助的な業務を行う保育士の補助員の配置への補助、宿舍借り上げの補助などのほか、市独自の駐車場確保支援事業など、各種メニューを取りそろえ、東大和市内の認可保育園で働きやすい環境を整えているところでございます。またさらに、平成30年1月から保育のお仕事説明相談会を私立保育園長会と市の共催で、東大和市駅前ビッグボックスにおいて開催し、保育士等の人材確保に努めているということでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。保育士の確保、やっぱりうちだけじゃなくて、全国的になかなか大変だということで、東大和市にも影響があることがよくわかりました。

保育士資格は、所持していても保育士として働かない潜在保育士が60万人近くいるというふうに言われています。その理由としては、やはり労働条件の悪さであったり、小さな子供を預かる責任の重さであったり、また自分自身も子育てに違う職になってしまうという方が非常に多いというふうに伺っています。また、国家資格で間違いなくあるにもかかわらず、平均賃金が非常に低いということがやっぱりあるというふうに思います。

自分自身の子育ての両立が難しくなって、妊娠、出産を機に退職をしてしまうため、やっぱり10年以内でやめていく保育士も非常に多いということで、ビッグボックスのほうで開催して採用できたということですので、引き続きこちらのほうの取り組みをやっていただければなというふうにお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど来年4月の待機児童見込みを伺いましたが、市長答弁にありました、来年10月からの幼児教育の無償化を踏まえた今後の保育需要の見込みをどのように考えているのかということと、それから現時点で幼児教育の無償化の動向及び東大和市としての対応はどのようなものを考えているのかを、少し教えていただけますでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 幼児教育の無償化につきましては、対象になってるのが、主な対象としましては3歳以上の幼児ということで、そのうち9割以上は何らかの保育施設を利用しているという中で、今後見込まれるのは、やはり3歳未満の幼児で非課税世帯からの新たなニーズが見込まれるのではないかとというふうにご考えてございます。

また、幼児教育の無償化につきましては、現在国のほうで検討中でございます。詳細が判明するまではしばらく時間がかかるのではというふうにご考えてございますことから、市といたしましては、詳細が決まるまではなかなかお知らせできないところではございますが、内閣府のホームページ等に、うちの市のホームページからリンクをするような形での御案内にとどまっているという状況です。

今後におきましても、引き続き国や東京都の動向を注視し、制度の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

先ほどの市長答弁の中でもありましたとおり、保育ニーズの把握や推計に基づく施設整備とのことでありましたが、今後市では保育需要の見込みをどのように考えて対応しようとしているのかを、最後教えていただけますでしょうか。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 全体的に対象の乳幼児数は、若干でございますけれども減少傾向となっておりますところでございます。今年度、平成30年度の新生児の出生数は、母子健康手帳の発行数から推計いたしますと、1割ほど少なくなるのではないかと見込んでるところでございます。

今後は、現在実施しております子ども・子育て支援ニーズ調査や人口推計などをもとに、幼児教育の無償化も加味しながら、保育需要の見きわめに努めているところでございます。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

次、学童保育所の件、少し伺わせていただきたいというふうにあります。

現在学童保育所の待機児童はどれくらいいるのか。また、民間学童保育所の利用状況について少し教えていただけますでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 待機児童数につきましては、平成30年10月1日現在91人となっております。

民間学童保育所の利用状況につきましては、立野第一、第二学童保育所を合わせて、定員70人のところ、39人の利用となっております。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

民間学童保育所の利用促進ということが少し課題だと思いますが、引き続き取り組んでいると思いますが、引き続きどのように取り組んでいくのかを少し教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 民間学童保育所の利用促進につきましては、引き続き入所案内の際などに、民間学童保育所の周知を図ってまいりたいと考えております。また、あわせて施設の特徴となるような民間ならではのサービスの検討について、運営する社会福祉法人に働きかけてまいりたいと考えております。また、これまで待機児童対策のため、弾力的運用による受け入れを実施してきた近隣の第八クラブにおいて、受け入れ枠の見直しを行い、利用の均衡化を図りたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど市長答弁の中で改修工事の件があったと思いますが、改修工事による受け入れ枠をどのように拡大されるのかと、また拡大されることにより質の低下など招くことがないのかということが1つと、それから今後他の学童保育所の受け入れ枠もふやしていく予定があるのかを、この2点教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 今回の第一クラブの改修工事については、新たに20人程度の受け入れ枠を確保できる見込みであります。活動場所に応じて活動内容や、あと子供の状況等による使い分けなどが可能となり、放課後の生活の場所として質の向上を図ることができると考えております。

また、今後についてはですけれども、改修工事や新たな学童保育所の設置による受け入れ枠をふやす予定は、現在ございません。民間学童保育所の利用促進及びランドセル来館事業の見直しなどの取り組みによる待機児童数の推移を見ながら、今後の対応につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどランドセル来館の件、御答弁ありましたが、これまで学童保育所に入所できなかった児童が主にランドセル来館事業の利用対象だというふうに認識をしておりますが、今後は、希望すれば直接ランドセル来館事業に申し込むことができるという解釈でよかったのか、ちょっと、もう一度先ほどの詳細を教えてくださいませんか。

○青少年課長（新海隆弘君） 平成31年度の利用から、学童保育所とランドセル来館事業のどちらか利用しやすいほうを選択して申し込むことができるように、事業の見直しを図りました。保護者へのアンケート調査なども実施して、少ない利用日数や短時間の利用等、ランドセル来館事業のサービスで十分というお声をいただく回答もありましたことから、どちらか利用しやすいほうを選択していただくことで、学童保育所の利用を必要とする児童の受け入れが、これまでよりも促進されるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ありがとうございます。

それから、平成30年9月だったと思いますが、国から通知のあった新・放課後子ども総合プランでは、待機児童の解消についてどのように示されてたかなということを1つお伺いしたいのと、それからその新しい放課後子ども総合プランが示されたことで、今後東大和市としての対応を教えてくださいませんか。2点お願いいたします。

○青少年課長（新海隆弘君） 新・放課後子ども総合プランでは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとなっており、

2019年度から2023年度までの5年間で、約30万人分の学童保育所の受け皿を整備することや、あと学童保育所の役割を徹底し、子供の自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが、今回の新・放課後子ども総合プランで、新たな目標として掲げているところでございます。

その新しい放課後子ども総合プランによって、今後の対応ですけれども、現在放課後子ども総合プランに基づき市で定めた行動計画により、学童保育所及び放課後子ども教室の整備に、現在取り組んでいるところであります。新・放課後子ども総合プランにおきましても、新たに市が行動計画に盛り込むべき内容が示されておりますことから、次期の市の行動計画の策定の際に検討する必要があると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

保育園と学童クラブについてということで、少しお伺いをしてきました。現在ニーズ調査等、先ほどこれからも行ってきたいということでありましたが、保護者のニーズの把握や推計をしっかりと行っていただき、それから待機児童対策及び全ての児童の安全・安心の居場所づくりを進めていただきたいということは、要望させていただきたいと思います。

また、政府が今進めている働き方改革、人づくり革命、生産性革命に向けて、子供を産み育てやすい環境づくりのために、また何よりも尾崎市長の日本一子育てしやすいまちづくりの実現のために、適切な施設整備と、それから先ほどの保育士含めた人材確保を、より今後進めていきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思います。

以上で1番は終わらせていただければなというふうに思います。ありがとうございました。

それから、2つ目、歯科保健衛生に関しての取り組みということで、少しお伺いをさせていただきたいと思います。

生涯100年時代と言われる今、歯と口腔の健康というのはとても大切だというふうに言われています。いつまでも自分自身の歯と口で食を楽しみ、そしてまた大きな口であけて人と会話をして笑い、そのことは健康寿命の延伸にもつながり、超高齢化社会を迎える中で、最後まで幸せな人生を送る上で、大変口腔の健康というのは大切だというふうに認識をしております。

そこで、歯科保健衛生の基本となる、厚生労働省における歯科口腔保健の推進に関する基本的事項、平成29年度だったかな、中間報告が昨年度まとまりましたが、簡単でもいいので、平成34年度までの乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期ということで分けて報告が出ていますが、目標数値の具体的な詳細を少し教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 平成34年度までの目標値についてでございますが、国が平成29年度に中間評価を行った後における各時期の目標値につきまして、乳幼児期につきましては1項目。3歳児で齲蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の割合を47都道府県にする。

学齢期につきましては2項目。12歳児の1人平均齲蝕数が1.0歯未満である都道府県の増加。こちらを47都道府県にする。そして、中学生、高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少を20%にする。

成人期につきましては4項目ございまして、20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少を25%に。40歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少を25%に。40歳の未処置歯を有する者の割合の減少を10%に。また、40歳の喪失歯のない者の割合の増加を75%に。

高齢期につきましては4項目ございます。60歳の未処置歯を有する者の割合の減少を10%に。60歳代におけ

る進行した歯周炎を有する者の割合の減少を45%に。60歳で24歯以上、自分の歯を有する者の割合の増加を80%に。80歳で20歯以上、自分の歯を有する者の割合の増加を60%と定めております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今御答弁いただきました国による、厚生労働省による目標数値を、今度はこれを東大和市に現状置きかえてみて、乳幼児期、学齢期、成人期、それから高齢期で見る現状と課題、それから今後取り組まなくちゃいけないことが見えてくると思うんですが、そのあたりをどのように捉えているか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） まず、乳幼児期、成人期、高齢期についてであります。当市の乳幼児期の数値としまして、平成29年度の3歳児健診における3歳児で齲蝕がない者の割合は、88.1%となっております。また、成人期及び高齢期につきましては、市が実施しました平成29年度の歯周疾患健診の受診者についての数値となりますが、40歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合が55.9%、また60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合は63.4%、60歳で24歯以上、自分の歯を有する者の割合は88.8%となっております。そのほかの項目につきましては、数値の把握は困難となっております。これらの数値のうち、国の目標値を達成していない60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合につきましては、歯周疾患の予防啓発などにより、数値の改善に向けた取り組みが必要であると考えております。

今後の取り組みにつきましては、国が策定した歯科口腔保健の推進に関する基本的事項、また東京都が策定した東京都歯科保健推進計画及び東大和市健康増進計画に基づき、市民の皆様がいつまでも歯と口腔の健康を保持し、健康に過ごしていただくために、乳幼児期から生涯を通じた歯科疾患の予防や生活の質の向上に向け、さまざまな関係機関と相互に連携を図りながら、歯科保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（石川博隆君） それでは私のほうから、学齢期についてであります。12歳児、小学校6年生におきます齲蝕、虫歯のない者の増加という指標につきましてでございます。こちらの基本的事項、国の定めた平成23年度におきましては39.85%で、直近の平成29年度におきましては54.57%ということになってまして、14.72ポイントとしまして増加といたしますか、改善をしているところでございます。数値は改善の方向で推移しておりますけれども、26市で比較いたしますと、依然、虫歯罹患者の割合が高く、順位としても常に下位にあるという状態になっているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、児童・生徒及び保護者の方の歯の健康に対する意識をより向上させるために、学校歯科保健取り組みプランを毎年度策定しまして、学校及び学校歯科医の協力のもと、虫歯の予防、治療及びかかりつけ歯科医の定着を図り、虫歯の罹患率を減少させる取り組みを今後も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 幾つかありがとうございました。

今御答弁にありましたとおり、過去もお伺いさせていただきましたが、児童・生徒及び保護者の歯の健康に対する意識をより向上させることをぜひ、教育委員会の皆さんには何度かお話ししましたが、ぜひ生徒さんが集まり、また保護者も集まる授業公開の場とかを利用して、学校、学校歯科医の協力のもと、虫歯の予防ですね。このまた治療につながる、そしてかかりつけ医の定着を図れる、虫歯の罹患率を減少させる取り組みをより一層、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、都道府県で日本一子供の虫歯が少ないのは新潟県というふうに言われています。どのような取り組みをされているのかを、ライフサイクルに合わせた4期での取り組みの詳細を、もしお調べいただいているようであれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 新潟県では、新潟県歯科保健医療計画において、ゼロ歳から18歳までを乳幼児期から青少年期とし、19歳以上を成人期から高齢期として取り組みの方向性が定められているとのことでございます。その内容といたしましては、乳幼児期から青少年期は地域格差解消のためのフッ化物利用を中心とした虫歯予防の推進。また、学校などにおける効果的な歯科保健指導の充実が方向性とされております。

次の成人期から高齢期につきましては、市町村、企業などにおける成人歯科健診や保健指導の取り組みの促進、新潟健康文化推進月間などを通じた県民への普及啓発、定期健診のきっかけとなる歯科健診などの促進、生活習慣病予防のための歯科保健指導の充実とされております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどと今度同じように、この日本一子供の虫歯が少ない新潟県における数字が今見えてきましたので、こちらを東大和市に置きかえてライフサイクルの4期における現状、課題、また必要と今後思われる取り組みをどのように考えられるかを、少し教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） まず乳幼児期、成人期、高齢期についてであります。東京都福祉保健局が平成30年10月に発行した東京の歯科保健など、平成29年度の状況でございますけれども、乳幼児期では3歳で齲蝕がない者の割合は88.1%となっております。また成人期及び高齢期につきましては、平成25年度に実施しました東大和市民の健康に関する意識調査の結果報告書の数値となりますけれども、歯ブラシのほかに補助用具、フロスや歯間ブラシなどを使用している人の割合は39.8%、また年1回以上、歯科医院で定期健診を受けている人の割合は31.1%となっております。そのほかの項目につきましては、数字の把握は困難となっております。

今後の取り組みと、また課題につきましては、新潟県はフッ化物利用による虫歯予防が進んだこと、また県民の歯科保健に対する関心が高まったことを、虫歯の減少の要因としております。このことから、市においては、乳幼児期からのフッ化物利用についての啓発の強化や、その後の生涯にわたるライフステージに応じた正しい口腔ケアの実践の推進が課題であると考えております。

市では、今後市民の皆様がかりつけ歯科医師を持ち、生涯を通じて定期的な歯科健診を受け、歯科疾患を予防し、歯と口腔の健康を保持していただくきっかけとなるよう、歯周疾患健診の周知や受診機関の充実など、歯科医師会など関係機関と連携協力をしながら、切れ目のない歯科保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（石川博隆君） 続きまして、学齢期についてでございます。東大和市におきましては、先ほど申し上げました学校歯科保健取り組みプランに基づきまして、各学校におきましては給食後の歯磨きの実施ですとかうがいの実施、それから学校歯科医によります歯磨きの指導、歯科講話の実施等、さまざまな対策を進めているところでございますが、中でも第六小学校におきましては、平成27年度より小学校1年生から順次学年を拡大しまして、平成30年度は1年生から4年生で、給食後、毎週1回、歯磨き後のフッ化物洗口を実施しております。

効果を検証するために追跡調査を実施してございますけれども、母数がいかに少ないために、こちらの

効果を示すような明確な数字というのはちょっと出ていないという状況でございます。しかしながら、第六小学校におきましては、フッ化物洗口を実施している児童としていない児童、小学校5年生、6年生、お子さんの同学年時を比較いたしますと、実施している児童の学年のほうが、歯科医に通う受診率というのが明らかに高いという結果が出ております。これは、フッ化物洗口の趣旨について御家庭でも理解が進んでおいて、歯の健康についての意識が変容しているということが、児童とその保護者にもあらわれていると思うという形で推測しているところでございます。

今後の取り組みとしましては、フッ化物洗口等を当市の課題でもあります虫歯の罹患率の低減に向けた取り組みの1つとしまして、今後も第六小学校におきまして、対象学年をさらに拡大して継続してまいりたいというふうに考えてございます。

今後も、学校、家庭での歯の健康に対する意識の向上、歯磨き習慣の確立、かかりつけ歯科医の定着に向けて、さまざまな方法を組み合わせまして、歯科医師会とも連携を密に図りながら、着実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

やはりこのフッ化物洗口の推進、それから保護者の意識の改善ですね。子供の歯に関しましては、特に小さいうちは虫歯になるのは、何度もお話ししましたとおり、親の責任であるところは非常に大きいので、親の意識の向上というのを、やはりそういった機会をつくっていただくこと。それからまた、歯ブラシにあわせてデンタルフロスを使うこともお話ししましたが、そういったことの意識を使っていくことで、かかりつけ医の推奨にもつながっていくのかなというふうに思っておりますので、改めて子供のうちにそういう機会をつくっていただけるように、改めて教育委員会には少し要望させていただきたいというふうに思います。

また、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上については、定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な方も当然いらっしゃると思います。困難な方に関しては、今後の高齢者人口の増加を見据えて、先般、日本医師会のほうからかかりつけ連携手帳の詳細と東大和市における地域包括ケアシステムの構築の際にも、こちらのかかりつけ連携の手帳というのがいい話だなというふうに思いますが、歯科保健衛生推進の観点から、検討の今後のお考えはあるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） かかりつけ連携手帳は、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の3師会が提唱する、アナログ的に医療、介護情報を連携する手帳で、レセプトコンピューターなど既存のシステムを最大限に活用し、将来のICT化を見据えつくられたとのことでございます。

この手帳は、患者みずからの健康管理のために必要な諸記録も掲載し、個人の健康増進に向けた自主的な努力を促進するためにも利用可能とされております。

市では、現在地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種が連携するための会議体や研修、ICTなど、さまざまな取り組みを進めております。また、総務省におきましては、医療ICT施策において、医療などデータの利活用として、個人の生涯にわたる医療などのデータをみずからが時系列で管理し、多目的に活用する仕組みを構築することとしており、その中に日本医師会が提案するかかりつけ連携手帳も含まれておりますことから、市では今後情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ調査研究をしていただいて、情報等を努めていただ

いて御検討していただければというふうに思います。

先ほども人生100年ということをお話ししました。やっぱり口腔の健康、食べるということの健康があつてこそ、健康寿命の延伸につながるという観点から、幾つかさまざまお伺いをさせていただきました。

最後に新潟県の件もありましたものですから、いろいろ含めて御所見などありましたら、少し最後お願いしたいかなというふうに思っております。

○副市長（小島昇公君） 日本一ということで新潟県のお話が出ました。そういう中で、進んだ取り組みをしているところのいいところは、見習えるところは見習っていったらいいというふうに考えてございます。

東大和市の日本一子育てしやすいまちということで、市長が子育てにつきまして施策を進めてございます。そういう中でも、まち・ひと・しごと総合戦略、こちらにおきまして現役世代である30歳代の転入の促進を図る、それから転出を抑制するという施策を進めてございます。

しかし、一長一短にその成果が目に見えてあらわれるということでもなかなかございませんので、そういった意味で、さらに健康寿命の延伸を図るというのを施策として進めてございます。歯科医師会の先生方にも、今の市長の答弁、それから質疑の中でも、3歳児が非常に状況がいいと。そういう中で、学校に上がった後以降、虫歯が多いというような御指摘もいただいております。そういう意味で言いますと、歯の健康、口腔ケアが体全体の健康に大きな影響をもたらしますよということを認識することが、非常に大切なことだというふうに考えてございますので、そういった意味で、さらなる歯科医師会を初め、関係の機関の連携も図りながら、市民が健康で東大和市で長生きができるというために努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。御答弁ありがとうございました。

これで2つ目を終わりたいと思いますが、最後に、オーラルフレイルという言葉があります。友党の方もフレイルということで御質問されていましたが、健康な状態と要介護状態の間の状態のことをフレイルといいますが、オーラルフレイルとは、言葉のとおり、口腔の状態が虚弱の状態であるということになっています。オーラルフレイル、負の連鎖、つまり口腔機能の負の連鎖、かむ機能の低下があり、物をかめない、それから結果としてやわらかいものしか食べないということを言い、この3ステップを踏んでいくことがかむ機能のさらなる低下につながって、口腔機能の低下を進行させるというふうに言われています。

冒頭で人生100年時代到来であるというふうにお伝えをしましたが、病気になっても、日本の医療水準は世界的に見ても大変優秀であり、なかなか皆さん大変に長生きされる国であります。それならば、健康寿命延伸のために市の健康施策の充実に、オーラルフレイルにならないような取り組みを、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期といったライフステージごとの目的をつくっていただいて、ぜひ充実していただいて、口腔の健康と健康寿命の延伸がイコールになって進んでいくように御要望させていただきまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、市内の公共施設について、税の徴収について、市の人口政策についての3点について伺わせていただきます。

まず1番、市内の公共施設についてであります。

①公共施設等総合管理計画について。

アとして、計画策定の背景と目的は。

イとして、計画策定における注意点は。

②公共施設の維持と管理について。

アとして、公共施設の維持管理体制の現状と問題点は。

イとして、老朽化対策の現状と今後の課題は。

2番の税の徴収についてであります。①市税の徴収状況について。

アとして、他市状況との比較における現状は。

イとして、徴収に関する目標と課題は。

②納税管理及び徴収補助等業務委託について。

アとして、業務委託の背景と目的は。

イとして、委託する業務内容と期待する効果、目標は。

最後に、3番目、市の人口政策についてであります。

①市の人口の推移について。

アとして、過去の統計は。

イとして、将来に対する推計は。

②今後の人口施策について。

アとして、人口減少に対する対策は。

イとして、年齢別の構成に関する施策は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、公共施設等総合管理計画の策定の背景と目的についてであります。公共施設等の老朽化対策が課題となる中、国においては平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その上で各地方公共団体に対しまして、インフラ長寿命化基本計画を踏まえた地方公共団体の行動計画である公共施設等総合管理計画について策定要請を行いました。

市では、中長期的な視点に基づいた公共施設等の老朽化対策の実施と、維持更新に係る財政負担の平準化とともに、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を定めることを目的として、公共施設等総合管理計画を策定しました。

次に、公共施設等総合管理計画の策定における注意点についてであります。国から公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が各地方公共団体に通知されました。この中で、公共施設等総合管理計画に記載すべき事項や策定に当たっての留意事項などが示されておりましたことから、市は国の方針に即して公共施設等総合管理計画を策定しました。

次に、公共施設の維持管理体制の現状と課題についてであります。現在公共施設の維持管理は各施設の所管課において行っているところであります。課題としましては、維持管理業務を所管課で個別に契約していることの事務量、維持管理等に関する専門的な知識の確保、修繕などが事後保全の対応となっていることなどであると認識しております。

次に、老朽化対策の現状と今後の課題についてであります。現在公共施設等総合管理計画の実効性を確保するため、公共施設等マネジメント行動計画第1次アクションプランを策定し、老朽化対策を進めております。この第1次アクションプランでは、公共施設等の総量の縮減と適正配置の視点を盛り込み、公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針に即した事業内容を定めております。

今後の課題といたしましては、公共施設等の維持管理費用や更新費用には多大な経費が見込まれておりますことから、財政負担の軽減や平準化を図りながら計画的に老朽化対策を進めることであると認識しております。

次に、市税徴収の他市状況との比較についてであります。市税全体の収納率につきましては、平成24年度から毎年度向上しております。その結果、平成24年度において約7億円あった滞納繰越分の調定額が、平成29年度では約3億6,000万円とおおむね半分まで圧縮することができました。

しかしながら、当市の収納率は依然として多摩26市の中でも下位にあり、その低迷要因の1つとして、滞納繰越分における調定額が類似団体と比較して大きいことであると認識しております。

次に、徴収に関する目標と課題についてであります。当市の収納率を多摩26市の平均値に近づけるために、現年課税分の未納者に対して積極的に納税を促し、新規納税滞納額の発生抑制に努めてまいります。

また、滞納繰越額を圧縮するためには、滞納発生後できるだけ短期間に滞納整理を完了させることが重要であるため、事務の合理化及び効率化により、滞納案件の状況把握を的確に行い、早期解決を図ることが課題であると認識しております。

次に、滞納管理及び徴収補助等業務委託の背景と目的についてであります。近年、他市の収納率向上が顕著となってきたことや、租税債権の確実な確保を図るため、適正かつ的確な事務処理が求められていることから、高額滞納者への対策や新規滞納者の発生抑制について、より一層努めなければならないと認識しております。そのため、市といたしましては、累計滞納の解消と税収の安定確保を図るとともに、徴収事務業務のさらなる効率化を促進し、歳入の根幹である市税等の収納率をより一層向上させることを目的として、納税管理及び徴収補助等業務委託を実施するものであります。

次に、委託する業務内容と期待する効果及び目標についてであります。電話催告システムを用いた納税案内業務、催告書や督促状の発送業務、市税及び国民健康保険税の収納と還付などの滞納整理業務、そして収納管理における公権力の行使に関連する補助的な業務を外部委託するものであります。当該業務委託により、徴税吏員である職員は、滞納処分の執行停止や差し押さえなど、徴税吏員にしかできない業務に専念し、滞納整理を推進させることで、当市の収納率を多摩26市の上位層に位置づけたいと考えております。

次に、市の人口の推移についてであります。毎年1月1日現在の住民基本台帳上の人口で比較しますと、平成18年から平成27年までは増加が続きましたが、平成28年から現在までは微減の傾向が続いております。

次に、市の人口の将来推計についてであります。平成27年10月に東大和市人口ビジョンを策定した際に、参考としました国立社会保障・人口問題研究所が、平成22年10月の国勢調査に基づき、平成25年3月に公表した推計によりますと、市の人口は平成32年の8万5,268人をピークに減少に転じると見込まれております。

次に、今後の人口減少の対する対策についてであります。平成27年10月に東大和市まち・ひと・しごと創

生総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けたさまざまな施策を実施しているところであります。

次に、年齢構成別に関する施策についてであります。東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけます人口減少の抑制に向けた施策の一例としましては、日本一子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援施策を実施するとともに、市の魅力を高め、子育て世帯等に訴えかけることにより、年少人口及び生産年齢人口の増加につなげたいと考えております。また高齢化により老年人口の増加が見込まれておりますが、健康増進施策を実施するとともに、高齢者の介護予防や社会参画への支援をすることにより、健康で生きがいを持った高齢者の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順番で行っていきませんが、その中の中項目、小項目につきましては順不同となる場合がありますことを、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

まず、市内の公共施設についてですが、施設の数というのは全体でどのくらいあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画では、平成27年度末時点で、建築系の公共施設は169施設と整理をしています。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そのうち築30年以上が経過している施設というのは、どのくらいあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画では、平成27年度末時点で、昭和61年度以前に建設された施設を30年以上が経過した施設として整理をいたしました。30年以上が経過した施設の数は66施設、面積換算いたしますと約10万9,500平方メートル、公共施設の面積全体の約75%となっています。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） かなり大きな施設が老朽化、築30年以上経過しているんだなということが、この中でわかると思っております。

次に、現在公共施設等マネジメント行動計画第1次アクションプランを策定し、老朽化対策に努めているとの御答弁があったと思っておりますが、具体的かつ詳細に御説明をいただけないでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市公共施設等マネジメント行動計画第1次アクションプランは、平成30年度から平成33年度を計画期間として、この期間に実施すべき内容を取り組み事項として策定しています。

第1次アクションプランにおきましては、建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方を定めています。基本的な考え方として、建築系の公共施設等の適正配置に当たりましては、学校施設を中心に取り組みを進めること。学校施設の周辺施設の適正配置に当たりましては、学校施設の長寿命化、学校の統廃合に関する計画と整合を図りながら取り組みを進めることとしています。これを踏まえまして、学校施設について、平成31年度に学校施設の適正規模及び適正配置等のあり方に関する計画を策定すること、学校施設の長寿命化計画を策定することとしています。また、平成31年度に（仮称）公共施設再編計画を策定することとしています。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

公共施設等の縮減、適正配置というのは、一言で言ってしまうと、公共施設の数を減らして維持費の軽減を図り、かわりに民営化できるものはしていくということだと思っておりますが、現在現存する公共施設をどのくらいまで減らしていこうとしているのでしょうか。また、そのことで、現在幾らかかっている維持費をどの程度まで縮減しようとお考えなののでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画では、施設の総量を延べ床面積として捉え、計画期間の40年間で延べ床面積を20%縮減することを目標としています。現在の延べ床面積約15万平方メートルのうち、約3万平方メートルを縮減する目標であり、これによりまして更新費用の必要額として試算いたしました1年あたり約16億円について、1年当たり約3億円軽減することを図ろうとしています。

また、年間約33億6,000万円が、今ある施設の維持管理費用等の支出となっておりますが、延べ床面積の縮減に伴いまして、約20%の延べ床面積が縮減できた場合は、維持管理費用についても縮減した面積に比例して、約20%相当の維持管理経費が縮減できると考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 20%相当の維持管理費用が縮減できるということで、その金額が約7億円ぐらいになるんでしょうかね。ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

また、この民営化できる施設につきましては、どのような施設が対象になると考えているのでしょうか。そして、そのことによる費用対効果、また市民サービスの質への影響というものはどのように考えているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 民間活力の導入の1つとして指定管理者制度がありますが、指定管理者制度の導入の場合は、公の施設で職員が管理運営している施設であり、さらに民間事業者の参入が可能となる施設が対象となると考えます。例といたしましては、当市で指定管理者制度を導入しています市民体育館を初めとする体育施設、また市民会館が挙げられます。民間活力の導入につきましては、行革の観点からも、積極的に導入する方向で検討していく必要があると考えておりますが、これまでの実績においては、費用対効果、市民サービスの質の向上が図られているものと認識しております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 築年数の古い建物、公共施設としての建物としては、代表的なものが（仮称）郷土美術館と旧日立航空機株式会社変電所であるというふうには認識はしております。こちらの2施設につきましては、もうさまざまな形で老朽化対策等が講じられているというふうには認識しております。

公共施設等総合管理計画を見ますと、それ以外の施設として築30年以上が経過し、老朽化が懸念される施設としては、市内の小中学校と市役所庁舎が主な対象として目を引くのですが、市内の小中学校と市役所庁舎における老朽化対策として、今までどのような手だてが講じられてきているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市内の小中学校と市役所庁舎におけます老朽化対策としまして

は、日常の維持管理において点検などを行うとともに、ふぐあいが発生した箇所につきまして、その都度修繕等を実施している状況であります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） これらの施設につきましては、耐震化工事を行っているというふうに思います。耐震化を施したことで地震耐性は上がっていると思うのですが、いつまでもその耐震化に頼ることはできないというふうに考えます。特に学校や市役所庁舎は、地震のような大災害が発生したときに、避難所や災害対策本部になるものと想定されるのですが、耐震化を施した現時点から、いつまで現在の施設を継続して使用できるというふうに考えているのでしょうか。また、そういった施設における建物の躯体以外の老朽化対策については、どのような手だてが講じられているのでしょうか。また、今後講じる予定なののでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず、小中学校につきましては、耐震補強等工事が完了したことによりまして耐震性は向上したと考えておりますが、躯体以外の内装や設備の更新はできていないことから、今後第1次アクションプランにあります、長寿命化計画を策定し、長寿命化工事による老朽化対策を考えております。

また、市役所庁舎につきましては、策定を予定しております（仮称）公共施設再編計画を踏まえ、今後大規模改修工事等の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 一方で、特にその小中学校と市役所庁舎に関しまして、建物そのものに対する更新については、現在どのような検討がなされているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 小中学校につきましては、現在は学校施設の長寿命化計画の策定に向けた検討が行われております。市役所庁舎につきましては、繰り返しになりますが、策定を予定している（仮称）公共施設再編計画を踏まえ、大規模改修工事の実施についての検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 公共施設等総合管理計画の中で、建築系の公共施設に係る将来更新費用として、60年間の更新費用の総額は約940億円であり、このうち建て替え費用の総額は約580億円と記されております。この約580億円の内訳がどのようになっているのか。また、喫緊の課題として建て替えを急がなければならない施設に関して、いつごろをめどに、どの程度の費用をかける必要があると考えているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画におけます更新費用を推計する方法は、次に申し上げるとおりです。

現在と同じ仕様、用途や構造及び面積等を同様のものとして建て替えると想定した場合の建て替えの建築費用と、従前の建築物の解体に必要な解体費用を合計して推計をいたしております。建て替えの建築費用につきましては、再調達価格または取得価格をもとに算出をしています。解体費用につきましては、延べ床面積1平方メートル当たり2万8,000円の根拠としております。

主な建築系の公共施設の建て替え費用といたしまして、小中学校を例に申し上げたいと思いますが、1校当たり、推計の上では約8億2,000万円から約13億円で推計をしています。ただ、費用について申し上げますと、建て替え以外に、建物については大規模改修のタイミング等も都度出てまいります。その上で、公共施設等総合管理計画については、建築系の公共施設については約940億円という更新費用の総額としておりますし、ま

たあわせて費用負担の上では、インフラを含めた更新費用としては1,690億円という推計をいたしました。

いずれにしても、今後建物、建築系の公共施設、インフラ系の公共施設を含め、更新を考えると大きな金額がかかることから、慎重にそれぞれ優先順位等を含めながら総合的に勘案し、検討をしていく必要があると考えているところであります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今小中学校を例に、1校当たり8億2,000万円から13億円というふうに推計をされるという御答弁でした。

例えば一番古い学校でいきますと、第二中学校があると思いますが、第二中学校を建て替えるとなった場合に、仮に同じ規模で建て替えると、恐らく8億2,000万円から13億円の間になると思うんですが、費用がどのくらいかかるものと試算しているのでしょうか。また市役所庁舎の場合はどの程度になるとお考えでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの建て替える際の費用の推計であります。公共施設等総合管理計画におけます更新費用では、第二中学校は約9億9,000万円、市役所庁舎については約33億4,000万円で推計をいたしました。

国や東京都からの補助金についてであります。学校に関しては国庫補助対象事業として要件が定められています。危険建物の改築や大規模改造などおのおの趣旨、対象、交付金の算定割合等が定められておまして、負担割合、内容が様々ではないことから、現時点で必要な市の一般財源というものを推計することはできないと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

国や東京都からの補助金があるのかどうかということをつけて伺おうとしたんですが、先に御答弁をいただいてしまいまして、ありがとうございます。

今後の課題として、財政負担の軽減や平準を図りながら計画的に老朽化対策を進めることであるという御答弁があったと思います。課題解決に向けて、今やらなければならないこと、5年かけてやらなければならないこと、20年、30年後に到達していなければならない地点、そういったものについて、長期ビジョンになると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 長期的な到達点としましては、公共施設等総合管理計画を定めておりますので、そちらにおきまして40年間を見据えた目標や考え方を定めているところではあります。

まずはやらなくちゃいけないということは、今回その実効性を担保するという意味で、第1次アクションプランを掲げております。その中で、学校施設の適正規模及び適正配置等のあり方に関する計画だったり、学校施設の長寿命化計画の策定、また公共施設全体になりますけれども、（仮称）公共施設再編計画の策定などございます。そういうところを定めることによりまして、一定の方向性がまた具体的に出てくるということです。

それらを策定した上で、今後はまた実効性のある計画として5年、10年のアクションプランを定めていきますので、そのアクションプランに基づきましてそれぞれの取り組みを進めまして、財政の負担の平準化だったり軽減だったりを図りながら、実効性のあるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） いろいろとありがとうございました。

今回の質問は、市役所の庁舎と学校の老朽化対策、これについては喫緊の課題であるというふうに感じてお

るところから取り上げさせていただきました。どちらの施設も、地震等の災害発生時には、近隣住民のよりどころとなったり、災害対策本部として十分に機能してもらわなければならない施設であります。

この市役所庁舎ができたばかりのころに、私もアルバイトで業務用の机や椅子を組み立てたこともあります。非常に思い入れのある施設ですので、常に想定外のことは起こらないように万全の体制を整備しつつ、更新計画をしっかりと立て、お金をかけるときにはかけて対応を進めていただくことを期待し、最初の質問を終わりにしたいと思います。

次に、税の徴収についてであります。

先ほどの御答弁で、当市の収納率は多摩26市の中でも下位にあるとのことでした。平成24年度から収納率は向上しているとのことですが、収納率の推移というのはどのようになっているのでしょうか。また、26市の中で収納率が最も高い市、最も低い市の状況はどのようになっているのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 当市の市税全体の収納率の推移でございますが、平成24年度が94.9%、平成25年度が95.5%、平成26年度が96.1%、平成27年度が96.4%、平成28年度が97.0%、平成29年度が97.2%となっております。

また平成29年度決算時において、26市の中で最も高い収納率は国立市で99.6%でございます。そして最も低い収納率は青梅市で96.2%でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また御答弁の中で、滞納繰越分における調定額が、類似団体と比較をし、大きいとのことでしたが、その理由をもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 当市の市税滞納繰越調定額が類似団体と比較して大きいことについては、高額滞納者の対策のおくれや、不動産差し押さえ案件の長期間放置ということで、いわゆる塩漬け案件を抱えているということでございます。そして、新規滞納者の発生抑制として、現年課税分における対応が不十分であることが背景にあると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 税の滞納が発生したときの事務処理の手順について、現行どのように行われているのか。またこれ以上の徴収は無理だと判断するに至るまでの経緯、不納欠損額として処理をするまでにどのような判断が必要になるのか、そういった事務処理の流れ等について教えていただけますでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 市税を納付いただけない場合には、納期限後20日をめどに督促状を発布いたします。督促状でお支払いがない場合は、早期に電話催告や、必要に応じて臨戸訪問や警告及び差し押さえ予告通知書などの文書催告を行います。このように滞納者とは何とか接触を図れるように努力をしておりますが、なかなかお支払いいただけない、連絡等もいただけない場合に、判明している財産の差し押さえとなります。

財産調査は、払えるのに払わない人、本当に払えない人の見きわめを行うために、早期に着手する必要があると認識しております。早目に、かつ積極的に進め、差し押さえに至るまでにできる限りの手続を踏んでおります。また、分割納付の約束が守れず、催告をしてもなお支払いがない場合にも、差し押さえを執行しております。財産調査を経て滞納処分できる財産がなく、住民票に記載されている住所に文書を郵送したが返戻されるなどの場合は、現地に赴き居住確認などの調査をしております。その結果、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるという事実が認められたとき、地方税法に基づき、滞納処分の停止を経て、不納欠損として処理をしております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 収納率を上げるため、またその滞納の発生抑制を推進するために、過去さまざまな効率化を図ってきたと思うんですが、どのようなことを実施し、どのような成果を上げてきたのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○納税課長(中野哲也君) 当市が行ってきた主な徴収努力といたしましては、警告書及び財産差し押さえ予告通知書の送付用封筒について、カラー化し、視覚効果による納付啓発を図ることや、財産調査実施事前通知や最終納付通知書等の任意催告文書について、未納者の状況に応じたオリジナルのものを作成したり、警告書発送後の後追いはがきの発送を実施するなど、滞納案件の早期解消の独自手段として取り組んでおります。

また、滞納繰越額を圧縮するために、換価が容易である預貯金や生命保険などの債権を中心とした差し押さえを強化するとともに、売掛金や家賃などを対象とした差し押さえも実施しております。あわせてタイヤロックや搜索などを実施し、動産の差し押さえを行い、差し押さえた動産については、インターネット公売を活用して換価しております。中でも、納税環境の整備といたしまして、市民の利便性向上を目指した新たな公金納付方法について、平成24年度にはコンビニ収納を導入し、平成26年度にモバイルレジ、そして平成28年度に市役所窓口においてペイジー口座振替を稼働し、口座振替申し込みの円滑化を図りました。

さらに、平成30年度において、市税及び国民健康保険税を対象にクレジット収納を開始したことで、自主納付や納期内納付に寄与し、現年課税分の収納率の向上につながっていると認識しております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。さまざまな手だてを講じられていらっしゃるということを高く評価をしたいと思います。

納税管理及び徴収補助等業務委託について伺います。

他市の収納率の向上は顕著になってきたとのことですが、先行導入している自治体の具体的な成果について教えていただけますでしょうか。

○納税課長(中野哲也君) 神奈川県伊勢原市の当該業務委託の事業成果によりますと、平成29年度の決算状況は、市税収納率、現年課税分、滞納繰越分合わせての総計ということで95.9%で、昨年度の95.1%を0.8ポイント上回る結果となっております。

また、滞納繰越調定額についてであります。市税で約8億1,400万円で、昨年度の約10億900万円と比較して約1億9,500万円の減であり、滞納処分の執行停止や差し押さえなどにより、滞納繰越調定額の圧縮を行い、滞納整理を進めているものでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) この業務を委託するに当たりまして、ちょっと基本的なところに戻らせていただくんですが、委託する業務の納税管理、それから徴収補助業務というのはどのように定義をしているのでしょうか。また、それらの業務に関して先行導入している自治体と、委託する業務の内容に違いというものはあるのでしょうか。

○納税課長(中野哲也君) 現在納税課では管理係と納税係の2係体制により、主に収納管理と滞納整理の業務を行っております。当該業務委託に当たり、委託する業務の納税管理とは、現在の納税課管理係が担う業務でありまして、徴収補助業務とは納税係が担う業務であります。

滞納整理を推進するために、財産調査や差し押さえ、収納に係る調書作成事務等の公権力行使に関連する補

助的な業務、決裁準備を外部委託し、事務プロセスの合理化や効率化を図り、徴税吏員は差し押さえ、公売、執行停止など公権力行使の業務の専念し、困難案件に着手するものであります。なお、委託する業務のうち納税管理については、全国で先駆けて実施するものであります。

平成17年4月1日付で、国からは地方税の徴収に係る合理化、効率化の推進に関する留意事項についての通知がなされ、各地方団体に対して地方税の徴収の合理化、効率化について留意すべき事項を提示し、民間事業のノウハウを活用できる業務について、民間への業務委託等を一層推進するよう通知がなされております。ここでは、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託するまでを禁じておらず、各地方団体の個人情報保護政策と整合性に留意しつつ、民間事業者のノウハウを活用できる業務について民間業務委託を一層推進するよう通知がなされておりますことから、民間活力によるイノベーションを実現し、収納率向上をなし遂げるものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また委託業務を行う職員と市の職員との間での職務分担に関しての線引きというのは、どのようになされるのでしょうか。特に徴収義務と徴収補助業務の違いについて、詳細に御説明いただければと思います。

○納税課長（中野哲也君） 市職員は、徴税吏員として差し押さえ、公売、執行停止など公権力行使の業務に専念し、困難案件に着手することで滞納整理を推進します。その他の財産調査や差し押さえ、収納に係る調書作成事務等の公権力行使に関連する補助的な業務としての決裁準備を、徴収補助業務として外部委託し、事務のプロセスの合理化や効率化を図るものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この業務を委託する際に発生するコストというのはどの程度なのでしょうか。また、導入によって得られる効果というのはどのくらい見込んでいるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 当該業務委託の導入によって、職員人件費の抑制を初めとした行政経費の削減に努めながら、収納率の向上を実現していくことで、市税収入の増額を図りたいと考えております。

また、副次的な要素となりますが、東京都国民健康保険特別調整交付金などの交付額算定に収納率が反映されておりますことから、収納率が向上することで交付額の加配が実現し、結果として一定の効果が加算されると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

済みません。その発生する、いわゆる委託のためのコストという点については、いかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） コストにつきましては、5年間の長期契約ということになっておりまして、約3億5,000万円ぐらいの経費になっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 5年間で3億5,000万円ということは、年間に直すと約7,000万円ということになると思います。それ以上の、その金額をはるかに超える効果があるものだというふうに認識をいたしますし、ぜひそれを超える成果を出していただきたいというところであります。

業務委託した場合、外部から委託会社の職員が市役所のほうに出勤をして仕事をすることになると思いますが、就業時間や休憩時間、休暇等の管理は、誰がどのような方法で行うのでしょうか。

また市民の対応等で市の職員とは明確に区別されなければならないと考えますが、その点についての対策は
いかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 現在委託先が確定しておりませんので、具体的な説明が難しいところでございますが、本業務の運用に当たっては、労働者派遣事業等の適正な運用の観点から、業務管理者を常駐し、業務従事者の指導及び指揮統括、業務進行管理などを行うことを考えております。また、業務従事者の運用及び管理、そして委託者である市との業務内容に関する調整も行うことも考えております。

なお、責任者、管理者及び従事者は、業務履行中は統一した制服あるいは名札などを着用して、委託者との区別を図った上で、他の営業行為に類することを行わず、業務に専念することとしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 納税管理及び徴収補助業務委託の導入に当たっては、既に導入済みの他の自治体を視察した結果、決定をしたものだというふうに認識しておりますが、導入に際しての課題としてはどのようなものがあつたのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 導入に際しての課題といたしましては、職員の税徴収に関する事務の経験や知識の空洞化が挙げられます。事務プロセスの運用までを一括して委託することになることから、業務に携わることがなくなるため、税徴収事務に関する経験や知識が乏しくなるということが、懸念として挙げられます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） おっしゃるとおりで、委託先に出した業務について市の職員が行わなくなるということで、業務遂行上、支障を来すことが今後大きいのではないかとという点が懸念されるわけであります。

この業務の空洞化ということですが、そのための対策としてどのような手だてを講じる予定なのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 職員の税徴収事務の経験や知識の空洞化対策といたしましては、職場内研修等を実施いたしまして、窓口、電話、入力作業、調査業務等を通じた基本的知識の習得を考えております。また、納税課内で勉強会を定例的に実施し、税知識の向上、税制度について習得していきたいと考えております。さらに、マニュアル等の整備や外部研修等への参加などにより、税知識の標準化、組織力の向上にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 税金の滞納に対する啓発というものをもっと頻繁に、大々的に行つたほうがよいのではないかと考えるのですが、滞納額を減らす取り組みとしてどのようなことを行つてきたのでしょうか。また、成果のあつた取り組みとしては、どのようなものがあるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 市では、滞納整理活動として12月に東京都全域で展開する滞納ストップ強化月間に参加し、滞納額を減らすための啓発事業をオール東京で実施しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 最後になりますが、当市の収納率を多摩26市の上位に持っていきたいという御答弁に関し、いつまでに、どの位置に持っていかうとするのか、その意義込みとビジョンについて、市の考えをお聞かせください。

○市民部長（村上敏彰君） 当該業務委託の導入によりまして、専門事業者に蓄積された技術的知識を活用いたしまして、事務プロセスの合理化や効率化によりまして、現在の納税業務の適正化を図り、徴税吏員本来の業

務である公権力の行使に専念できる環境をつくり出すことを民間活力によりなす遂げることで、委託期間が終了する平成35年までに市税収納率を多摩26市の10位以内を達成したいと。できれば1位を達成したいと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 力強い目標設定をいただきました。ありがとうございます。

税の徴収に関しては、最近よくテレビで税金Gメンの番組を目にすることがあります。一般の市民の方々にも関心の高い案件であるというふうに思うわけですが、その一方で、徴収吏員の業務というのは、どちらかというと余り日の当たる仕事ではなくて、地味なイメージが強くあるような、そんな感じを持っております。税の徴収というのは、市のさまざまな施策をつかさどる中枢の業務として、もっと市民にアピールをしていただきたいというふうに考える次第です。

納税管理及び徴収補助業務委託につきましても、今回の質問だけではまだまだ未知のものという感覚から抜け出していないのが実際のところではあるのですが、先行自治体の事例をしっかりと参考にして、徴収率のアップを図り、日本一税金滞納の少ないまちを目指していただけたらと思います。

少しずつでも実績を積み上げていながら、業務のその認知度を上げていただくことを期待をして、2つ目の質問を終わりにしたいと思います。

最後、3つ目ですが、市の人口政策についてであります。

市内の人口について、平成28年度から微減との御答弁でありましたが、まず基本的なことで、市の人口が増加することによるメリット、減少することによるデメリットについて、それぞれお願いいたします。

○市民課長（山田茂人君） 市内の人口が増加するメリットといたしましては、財政の安定や市税収入等の増加はもちろん、地域におけるにぎわいの創出、さらには住民自治やコミュニティー機能の拡充などが考えられます。

一方、人口が減少することによるデメリットといたしましては、市税収入等の減少、消費及び地域経済の縮小や地域社会の活力の低下などが考えられます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口が微減という御答弁につきまして、少子化が原因であるといってしまうとそれで終わりなのですが、それ以外の要因としてどのようなものがあるとお考えでしょうか。

また、関連したところではありますが、市の人口の将来推計は、平成25年3月に公表された推計で、平成32年の8万5,268人をピークに減少に転じるとの御答弁でした。4年ほど早く人口減少が始まっているのですが、その点についてどのように認識をされているのでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 少子化以外の要因でございますが、転入者よりも転出者のほうが多いことによる社会減が要因であると言えます。

次に、人口減少が始まっていることに対する市の認識についてでございますが、平成25年3月に公表された推計で、平成32年の人口8万5,268人というのは、国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計であります。一方、平成28年からの人口の微減につきましては、住民基本台帳上の微減であります。この2つのデータにつきましては、対象者が若干異なっておりますが、想定よりも早く人口減少となったことに対しては危機感を持っているところであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口の減少につきまして、どの年齢層での減少が顕著となっているのか。また、人口がふえている年齢層があるのか伺います。またその原因についても、どのように分析をしているのかもあわせてお願いをいたします。

○市民課長（山田茂人君） まず、私からは、人口の減少や増加の年齢層についてお答えいたしまして、原因の分析は企画財政部副参事から御答弁申し上げます。

東大和市の過去5年間の年齢層の傾向といたしましては、年少人口及び生産年齢人口につきましては減少傾向にございまして、老年人口につきましては増加傾向にあります。

以上でございます。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 次に、要因についてであります。年少人口及び生産年齢人口の減少につきましては、転入者よりも転出者のほうが多いことによる社会減が主な要因であり、特に平成26年から平成27年にかけて減少していることから、新築住宅等の供給の影響が一因にあると考えられます。そして、老年人口の増加の要因としましては、社会増減による影響は少なく、高齢化による影響と考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口減少に対する対策として、平成27年10月に東大和市まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、さまざまな施策を実施しているとの御答弁がありました。具体的にどのような施策を実施し、どのような成果を上げているのでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な施策とその成果についてであります。一例を挙げますと、本市では日本一子育てしやすいまちづくりを重要施策に掲げ、総合戦略にある若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという基本目標に定める事業などに取り組んでおります。その具体的な施策といたしましては、保育園における待機児童対策や保育コンシェルジュの拡充などの施策を実施してまいりました。その結果、合計特殊出生率は、平成29年において、東京都では村を除いて第1位となるなど、成果を上げているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 尾崎市長の最重点施策としての日本一子育てしやすいまちづくりを推進したことで、子育て世代の人口の増減というのはどのように変化してきたのでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） これから本市において子育ての中心となる20歳代の人口が増加傾向となっていることがうかがえます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 日本一子育てしやすいまちづくりにおいて、対象となる年代層における人口増加について、どのようなビジョンを持って、どのような目標設定をしているのかを伺います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 対象となる年齢層における人口の増加についてのビジョンと、目標設定についてであります。人口増加のビジョンにつきましては、子育て世代の転入の増加、転出の抑制をするため、出産、子育てに係る切れ目のない一体的な支援の充実を図っているところでございます。

次に、目標設定につきましては、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成31年度までの目標値といたしまして、出産の力になる施策として合計特殊出生率を1.60を目指すことや、子育てと仕事の両立を図る施策として、保育園の待機児童数をゼロ人にすること等、目標設定をしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口に関して、東大和市は微減という状況になったわけですが、現時点でまだ人口はふえている、微増となっているような自治体はあるのでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 平成27年1月から平成30年4月までの時点でございますが、近隣の6市の状況で申しますと、立川市、国立市及び国分寺市でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それらの自治体においては、人口の減少を抑制、また転入の増加を推進するために、さまざまな施策がとられていると思うのですが、どのような施策がとられているのでしょうか。また、そういった施策の中で、東大和市が参考にできる、あるいは既に参考にしている取り組みを進めているというものがありましたら教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 立川市、国立市、国分寺市ともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各施策を実施しているところでありますが、各自治体ともに明確な因果関係のある施策については不明とのことでした。そのため、近隣市の状況で直接参考となる取り組みは確認できませんでしたが、市では地方創生アドバイザーの意見を参考にしながら、当市の実情に合った施策を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口問題というのは、単年度で解決できるようなものではなく、長期ビジョンにのっとりた施策を着実に遂行し、小さな成果を積み上げていかなければならないものと考えております。その上で、東大和市の人口についての長期ビジョン、例えば30年後の人口、どのくらいにするのかという目標を設定するのか。また、そのために10年後はどうする、20年後はどうするといった中期、短期のビジョンをつくり、いつまでにどのような施策を推進し、どのような成果を上げていこうとしているのでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 人口についてのビジョンでございますが、まず長期のビジョンといたしまして、総合戦略の中で、国立社会保障・人口問題研究所で推計された平成72年の人口7万529人を7万8,801人とし、約8,000人の人口減少の抑制を目標に設定し、中期ビジョンとしまして、平成52年の人口8万270人を8万3,831人とし、約3,500人の人口減少の抑制を目標に設定しております。

また、短期ビジョンといたしまして、計画期間を5年間とした東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けた4つの基本目標を設定し、重要業績評価指標KPIを定め、目標値の達成に向けた進捗管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 人口に関する施策の大きな目的というのは、やはり市税収入の確保とまちの活性化であると考えております。市長答弁の中で、高齢化により老年人口の増加が見込まれるというふうに述べておられましたが、持続可能な行財政運営という観点から人口問題をどのように捉え、どのようなビジョンを持って、何を目指していこうとしているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○企画財政部長（田代雄己君） 少子高齢化につきまして、日本全体の問題であると考えているところでございます。その中で、東大和市としましても、持続可能な行財政運営のために人口減少の抑制を図っていきたいということを考えているところでございます。そのために、ただいま申し上げましたように総合戦略を策定し、その取り組みを進めているところであります。

そういう中で、人口減少を抑制するための施策の1つと、優先的な施策としまして、1つには、子育て世代

に対する施策としまして、日本一子育てしやすいまちづくりを進めているということです。また、東大和市の魅力を高めまして、多くの人に転入してきていただいたり、転出の抑制を図ることによりまして人口の増加につなげていきたい、抑制を図りたいという考え方を持っています。

また、あわせまして高齢者に対する施策としまして、市民の皆様が健康で長生きできるような取り組みを進めていくことによりまして、健康寿命の延伸も図り、またそのことによりまして地域の活性化を図っていきたいと思います。このようなことで、人口の抑制が図られることによりまして、まちの活性化、あるいは財政の安定化につながっていくということを考えております。

引き続き、人口減少の抑制を目指しまして、持続可能な行財政運営を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

人口問題というのは、当市のみならず日本全国の問題になっていると思います。非常に深刻な状態にあるものと理解はしております。

人口施策は、当市の未来を左右する重要なものであり、いかにして働く世代の方々の転入を推進していくかというのがカギになってくるのではないかとというふうに考える次第です。そのために、市はシティプロモーションを初めとしてさまざまな施策を展開し、内外に情報を発信しながら、当市の魅力を高める努力をさせていただいているものと評価をしたいと思います。

人口減少に歯どめをかけることは非常に難しいと思いますが、さまざまな人が東大和市に住みたいと思っただけのような施策を打ち出し、実践していただきながら、子育て世代を中心に転入率のアップに取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長に御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、教育について。

①学校教育の可能性についてであります。

アとして、学力向上への対処策は。

次に、イとして2学期制は。

次に、ウとして学校特色化のその後の状況は。

次に、エとして習熟度別学習と習熟度別学級は。

次に、オとして学校統廃合及び学区の弾力化は。

次に、カとして学校選択制は。

次に、キとして小中一貫校、中高一貫校は。

次に、クとしていじめ問題への対策は。

次に、ケとして問題教員への対策は。

そして、コとして特区の活用につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[6 番 大后 治雄 君 降壇]

[市 長 尾崎保夫 君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、学校教育における可能性についてであります。子供たちを取り巻く環境の変化により、学校が抱える課題も複雑化、困難化する中、学校教育はそれぞれの変化やスピードに対応することが求められております。

現在市におきましては、東大和市学校教育振興基本計画に基づき、生きる力の育成、学校の活性化、家庭、地域の教育力の向上支援を柱として、学校と連携したさまざまな施策を展開し、学校教育の充実に努めております。

今後も、子供たちが東大和市民であることを誇りに持ち、知性、感性、道徳心や体力などの生きる力を育み、人間性豊かに成長することを目指し、学校教育のさらなる充実に図ってまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市 長 尾崎保夫 君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校教育における可能性についてであります。これからの社会の担い手となる児童・生徒に、知・徳・体をバランスよく育成するためには、教育委員会と学校とが互いに理解し合い、連携、共同するとともに、学校は地域の財産であることを認識して、家庭、地域とともにある学校づくりを進めていくことが重要であります。

教育委員会では、東大和市学校教育振興基本計画に基づき、取り組んできた5年間の成果と課題を踏まえて、第2次東大和市学校教育振興基本計画の策定に取り組んでいるところであります。策定に当たりましては、学校教育をさらに活性化し、学校、家庭、地域が学校教育に対する夢と誇りを持つことができるように進めております。

初めに、学力向上への対処策についてであります。学力向上は、学校教育における重要な課題であると認識をしております。教育委員会では、学校と連携し、教員の指導力向上を図るための研修や人的配置などを行うなどして、児童・生徒の学力向上に努めております。

次に、2学期制についてであります。市内の小中学校では、東大和市立学校の管理運営に関する規則の第3条の第1項において3学期制を定めておりますが、第2項において、校長の申し出により、教育委員会が認めた場合は2学期制にできることになっております。現状といたしましては、2学期制を申請する学校はございません。

次に、学校特色化のその後の状況についてであります。各校では校長のリーダーシップのもと、児童・生徒や地域の実態を踏まえた特色ある学校づくりを進めております。その結果、各校の特色をもとに、児童・生徒の個々のよさが引き出され、そのよさを家庭、地域の方々とともに共有できる学校づくりが展開されております。

次に、習熟度別学習と習熟度別学級についてであります。習熟度別学習では、児童・生徒一人一人の習熟

の程度を踏まえ、きめ細かい指導を行い、それにより指導の効果を高めることを狙いとして、算数、数学を中心に全ての学校で実施しております。

習熟度別学級につきましては、児童・生徒に優越感や劣等感を感じさせる可能性とともに、児童・生徒の意欲や社会性の育成の観点から実施しておりません。

次に、学校統廃合及び学区の弾力化についてであります。教育委員会では少子化に伴う児童・生徒の数の推移を想定し、当市を取り巻く教育環境も踏まえながら、学校の統廃合も含めた今後の小中学校の適正規模及び適正配置を検討することとしております。現在は、学識経験者等から組織される検討会議において、調査等が開始されたところであります。

なお、学区の弾力化につきましては、災害時における登下校の安全性の確保など、防災面の課題や学校と地域社会との結びつきが弱まるという課題がありますことから、現在はその導入については考えておりません。

次に、学校選択制についてであります。平成25年5月に教育委員会で策定しました東大和市立学校の適正規模及び適正配置の方針におきまして、学校と地域社会の関係を重視して、指定学校制を採用することを基本的な考え方としております。このことから、学校選択制の導入につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、小中一貫校、中高一貫校についてであります。現在市内各校におきまして、児童・生徒や地域の実態を踏まえ、中学校グループごとに特色ある教育活動を実践する小中一貫教育を進めております。なお、中高一貫教育につきましては、設置者が異なることから、教員の連携が難しいなどあり、実施はしておりません。

次に、いじめ問題への対応についてであります。全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定し、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応ができる体制を整備しております。教育委員会におきましては、児童・生徒を対象とする定期的ないじめに関するアンケートの実施やいじめ防止のためのシンポジウムなどに取り組んでおります。

次に、指導力不足等の教員への対応についてであります。学校と連携して計画的な研修や教員一人一人に応じた指導助言などの実施により、指導力等の向上に努めております。また、状況に応じて、東京都教育委員会と連携した対応も実施しております。

次に、特区の活用についてであります。国では学習指導要領によらない特別の教育課程を編成できる特例校制度が設けられておりますが、当市では本制度の活用実績はございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

今回、学校教育につきまして、主に制度的なものを中心に質問させていただいております。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、アの学力向上への対処策はであります。当市の現状の詳細及び当市独自の施策があれば教えていただきたいと思っております。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 当市で現在行っております独自の学力向上策としましては、市独自に複数の人的配置事業として、少人数学習指導員、ティームティーチャー、学習支援員の配置を実施しております。また、今年度の新規事業としまして、小学校第3、4学年、算数を対象に、市の学力調査を実施しております。児童がみずからの学習の課題を把握できるように個人票を児童へ返却するとともに、児童の課題を把握し、授業改善に活用しております。さらに、授業の工夫改善を推進するため、平成27年度に当市で作成した1単位時

間の授業展開例を活用し、児童・生徒が主体的で共同的な学びが進められるように、各学校に働きかけております。そのほか、全校の学力向上推進校の指定、学力向上ワーキンググループプロジェクト委員会の設置、学校訪問を通じた指導助言、補習教室としての地域未来塾の実施などを行っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろと行われているということでもありますけれども、その各対処策のメリットとデメリットを教えていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 当市における各学力向上策を通しまして、各校の授業力向上に向けた意識改善が進んでいるところでございます。また、児童・生徒の学習指導及び支援の充実、教員の授業力向上等を図り、各種学力調査結果などからも、全体的に児童・生徒の学力に向上が見られているところでございます。

一方、昨年度と比較し、調査結果が下回った教科や観点があることから、課題を明確にして、それらについては各施策を一層効果的に取り組んでいくことが必要であると捉えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろ施策を行っているところで、その財政負担等はどういうふうになっていますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 先ほど御紹介しました、当市が現在行っている独自の学力向上施策の今年度の予算の総額につきましては、7,872万9,000円となっております。内訳としましては、少人数学習指導員の配置が3,003万円、ティームティーチャーの配置が2,914万9,000円、学習支援員の配置が787万5,000円、市学力調査が50万円、学力向上推進校の指定が15万円でございます。また、東京都から3分の2の補助を受けて実施しております放課後補習教室地域未来塾につきましては、1,102万5,000円となっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 15校で合計7,872万円というところですが、これが多いのか少ないのかというところは、近隣の話を開かないと何とも言えないところではありますけれども、一般の市民の方々やそれから保護者、児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどういうふうになっていますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市民や保護者からの御意見や御要望としましては、学力向上のために、今後も教員の授業力向上や保護者の家庭学習への意識の向上を促すことが大切であると、そういった御意見を多くいただいているところでございます。また、児童・生徒の反応としましては、「少人数学習での授業がわかりやすい」との質問の回答としまして、平成29年度の回答では、児童が85%、生徒が78%が肯定的な回答であり、少人数指導における学習指導員等の配置等が効果があるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 徐々にいろいろと効果が上がってきているというようなことだろうと思いますけれども、今後の展開と課題というのはいかがでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学力向上に向けた今後の展開と課題につきましては、現在策定を進めている第2次東大和市学校教育振興基本計画において検討し、平成35年度の指標として、主に次の4つを掲げること検討しております。

まず1点目につきましては、国・都の学力調査において、全ての学校において各教科の観点別平均正答率を全て上回ることを目指してまいります。2点目は、市実態調査を実施し、「授業が楽しい」の回答を、小学校1、2年生において90%以上とすることを目指しております。3点目は、市学力調査を実施し、「授業がわか

る」の回答を、小学校3年生から6年生までにおいて95%以上、中学生において80%以上とすることでございます。4点目は、都学力調査の児童・生徒質問紙において、「1週間全く本を読まない」の回答を、児童が10%以下、生徒が15%以下とすることでございます。

この4つの指標が確定次第、この指標の実現を図る取り組みを学校と連携して推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

授業がわかると途端に楽しくなるというふうなことを、私も子供のころに実感をしているところであります。まさに学力向上の基礎ともなるようなものだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。とにかく、特に言葉はあれですけども、北多摩は余り学力的にはよろしくないような話をずっと昔から、私、聞かされてまいりまして、何とかしなきゃいけないというふうに思いながら、議員生活を続けてきたわけでありまして、ここにきて大分向上しているようですから、非常に先行きが明るくなってきたというようなことだろうと思いますので、頑張ってくださいと思います。

では次に、イの2学期制は、にまいります。そのメリットとデメリットを教えてくださいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 2学期制につきましては、学習の連続性が確保され、児童・生徒の学習サイクルが長くなるとともに、授業時数が確保できます。一方で、導入に向けて、教職員の意識改革や保護者、地域の方への説明と理解を得ることが必要になることが考えられます。また、学区の区切りのあり方や具体的内容、方法等についても検討が必要になると考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） この2学期制に対しての一般市民の方や保護者、それから児童・生徒の御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 当市におきましては、現在のところ保護者等からの大きな御意見、御要望はございません。

2学期制を実施している自治体においては、保護者や児童・生徒から通知表を受け取る回数が少なくなることで、学習状況の把握が困難になること、学期途中で夏休み等の長期休業日が入ることで、児童・生徒の意識の切りかえが難しいということ、こういった御意見が多いというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろ2学期制を導入している自治体があるかと思いますが、その他自治体の対応と状況というのを、把握をされていらっしゃいましたら教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 東京都内における平成29年度の学期の区分状況につきましては、小学校において3学期制を導入している地区が80%、2学期制が約20%、中学校におきましては、3学期制が約81%、2学期制が19%となっております。

なお、過去3年間の推移を見ますと、2学期制を導入する自治体は減少傾向にあり、2学期制を実施していた自治体が3学期制に戻す、そのような自治体がふえているというふうになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） では、この2学期制を導入した場合の財政負担の詳細について教えてくださいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 2学期制を導入した場合の財政負担についてであります。特に大きな財政負担はないものと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

最初の教育長の御答弁で、基本3学期制だけれども2学期制も可能であるというふうにおっしゃっていたわけですが、これは例えば4学期制とか5学期制とかっていうことも可能になってくるんでしょうか。例えば学期制を全くなくして、丸々1学期というようなことなんていうのも可能だというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 最初に教育長の答弁でもございましたとおり、本市の学校の管理運営規則におきましては、3学期制を基礎としつつ、2学期制も申請によっては可能であるといった記載になってございまして、そのほかの学期制については、今のところ考えられないといったところでございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** 難しいこと聞いちゃって申しわけないです。特に何学期制がいいとかっていうようなことではなくて、そういったような可能性もあるのかなというところで伺っただけなんですけれども、では、今後の展開と課題というのはどういうふうにお考えになってますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今後の展開と課題についてでありますけれども、本市においては3学期制を続けつつ、他区市の2学期制の成果、課題について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございました。

どうやら、2学期制というのはちょっと課題が多いというようなことなんだろうなというふうに思います。今後も、ぜひこの学期制については研究を続けていっていただきたいと思います。

○**議長（押本 修君）** ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時29分 開議

○**議長（押本 修君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**6番（大后治雄君）** では、午前中に引き続き再質問させていただきます。

では、次に、ウの学校特色化のその後の状況は、にまいります。

当市独自の施策というのはあるんでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 当市における各学校の特色化に向けた取り組みの支援としましては、教育課題研究指定校、校内研究奨励校、学力向上推進校、英語教育推進校といった研究奨励制度を設け、学校の申請状況等に応じて特色に応じた奨励校等を指定しております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** その財政負担とはどうなっていますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 研究奨励制度に係る財政負担についてですけれども、指定校等の種類に応じて学校への予算配分を行っております。

平成30年度の研究奨励事業費総額といたしましては、161万6,000円の計上をしております。

以上です。

○6番(大后治雄君) 学校長のリーダーシップをもとに施策を進められているということでありますけれども、一般市民や保護者、それから児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 特色化について、各学校が学校だより、ホームページ、学校公開等において積極的な情報発信に、まず努めております。その結果、各学校の学校評価に係る外部アンケート等において、学校ごとの取り組みに関しておおむね一定程度の肯定的評価を得ているという状況であります。

ただ、その取り組みの改善に関する意見・疑問・要望等も届いている実情もございます。各学校では、これらの意見・要望を真摯に受けとめつつ、特色化の一層の推進を図っているところでございます。

以上です。

○6番(大后治雄君) 特色化については、いろいろそれぞれの学校の学校長のリーダーシップをもとにいろいろ進められているということでありますけれども、地域地域の実情に応じていろいろなことがまた進められているというようなことでもあろうかと思うんですね。それぞれ地域地域で住んでらっしゃる方も違いますから、いろんなまた御要望、御意見などもあろうかと思うんですね。ただ、おおむね好評であるというような肯定的なところが届いているということで、私も一安心しております。

それでは、他自治体の対応と状況というのを把握されていらっしゃいましたら教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 他市の状況についてですけれども、幾つか事例を御紹介させていただきます。

東久留米市におきましては、各学校が作成する教育課程、ここに学校の特色を明確に具体的に打ち出させて明記させ、提出をさせております。狛江市においては、小中合わせて10校全てが都のさまざまな指定校を受けて、それを生かして特色化を図っております。福生市におきましては、全校を計画的にコミュニティスクールに指定していくことで特色ある学校づくりを推進しております。武蔵村山市におきましては、特色ある学校づくり推進校や教育課題指定校として予算づけを行い、特色化を支援してございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) いろいろそれぞれの自治体で工夫をされているということで、本当にそれぞれの市がそれぞれの特色を持っているというようなことなんだろうなというふうに思います。

あと、私、昔から申し上げていることなんですけれども、いわゆる第一、第二、第三、第四、第五、第六と、いわゆるナンバースクールというのがありますけれども、こうしたいわゆるナンバースクールから、例えば地域名等を冠した名称に変更するというような施策というのを、前から私は提唱しているんですけども、これについて、これに関して御所見があれば承りたいと思います。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 当市におきましては、全ての学校が数字を活用した学校名称というふうにしております。各学校は、地域にある学校ということで、地域と手を携えながら、地域からの期待に応えるべく教育活動を展開しているところでございます。

その結果、それぞれの地域において、今現在の学校名が十分に定着をしているという認識を持っているところから、教育委員会としても、現段階において地域名を生かした学校名への変更についての計画はございません。

以上です。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。いろいろお考えがあろうかと思えますし、それぞれの地域地域でのまた考え方なんかもまたあって、誇りに思ってる学校名だというようなこともあろうかと思えますので、

一概に全て同じに何か変えろとかっていうことではなくて、それぞれの特色を生かしたというような延長線上にそういったこともあってもいいのかなというようなことであります。

では、学校特色化の今後の展開と課題というのはいかがでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 現在各学校では、校長の力強いリーダーシップによって、学校ごとの特色が多く生み出されている現状が見られております。

今後保護者、地域との一層の連携を図り、例えばコミュニティスクールなど、地域と連携した特色ある学校づくりを推進していくことが必要であると認識しております。教育委員会といたしましても、そのような学校づくりに向けた支援策について学校と連携しながら、今後具体化していく必要があると考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

各学校の特色化というのは多様性にもつながるもので、非常に好ましいものというふうに私も考えています。また、コミュニティスクールなどの取り組みも、そうした多様性の担保の延長線上にあるものでありますので、引き続き御支援をいただきたいというふうに思います。

では次に、エの習熟度別学習と習熟度別学級は、にまいります。

それぞれのメリットとデメリットを教えていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 習熟度別指導につきましては、補的な指導や発展的な指導など、個に応じた指導を充実することができるというところでございます。また一方で、習熟の程度に応じた指導内容やその方法そのものを工夫改善しなければ効果がないということも挙げられます。

なお、習熟度別学級につきましては、教育長答弁のとおり、児童・生徒の意欲や社会性の育成の観点から、導入予定はございません。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

では、これに関して当市独自の施策というのがありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 当市独自の施策としましては、各校に、習熟度の程度に応じた少人数指導における学習指導員と担任教員と協力して、同じ教室で授業を行うティームティーチャーを配置してございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** では、一般市民や保護者、児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 保護者等の意見としましては、習熟度別指導によりきめ細やかな指導や児童・生徒の理解を促す指導が実現できているとの声が上がっていると聞いております。また、児童・生徒におきましては、つまづきを解消してわかる楽しさや発展的な課題に取り組む楽しさを感じ、より意欲的に取り組んでいると聞いてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

では、他自治体の対応と状況を把握されてらっしゃいましたら教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都におきましては、他の自治体におきましても、多くの学校が東京都

に申請をして教員を加配していただき、東京方式習熟度別指導ガイドラインのもと、習熟度別指導を実施しているという状況がございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、習熟度別学級を導入した場合の財政負担の詳細について、わかれば教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 習熟度別学級につきましては、児童・生徒の意欲や社会性の育成の観点から導入の検討を行っていないことから、財政負担等については現在把握していないという状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 財政負担ということに関しましては、習熟度別学習のほうが、私はお金がかかりそうな、いわゆるきめ細かに指導しなければいけないということを考えれば、習熟度別学習のほうがはるかにお金がかかるんじゃないかというふうに思います。習熟度別学級の場合は、それをいつの時点で区切っていくかということで財政負担が変わってくると思いますけども、例えば年間に1回、2回の形であれば、区切るだけで済んでしまうものですから、そのところは習熟度別学習のほうがお金がかかりますけども、事、財政負担ということだけでは割り切れないような内容だと思いますので、そのところはまたいろいろと加味しながら行っていただきたいと思いますけれども、では、その今後の展開と課題等にはどういうふうになりますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今後の展開についてであります。今後におきましても、各学校における習熟度別学習の適切で効果的な実施を一層推進するために、各学校の取り組み状況を把握して、改善に向けて支援してまいりたいと考えてございます。

課題についてでございますけれども、本市独自に配置している学習指導員等を一層効果的に活用していくことが課題となっております。そのために、今後も研修を継続するとともに、各学校の育成を推進してまいります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いろいろ、先ほど答弁がありましたように、社会性の問題、つまり優越感や劣等感を生じさせるというようなことで、事、人権問題にかかわってくるような内容になりかねない話だろうと思いますので、公立学校でも習熟度別学級の導入は容易ではないというふうに理解はさせていただきました。

では次に、オの学校統廃合及び学区の弾力化は、にまいります。

では、それぞれのメリットとデメリットを教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校の統廃合のメリットとしましては、大規模校、小規模校の格差が解消されて、各学校における児童・生徒数の均衡が図れることが挙げられます。デメリットとしましては、統合先の学校へ通う児童・生徒の通学時間が長くなることが考えられます。

学区の弾力化のメリットとしましては、地理的に自宅からより近い学校への通学が可能になるほか、御家庭の事情等を考慮して、より通える学校の選択肢が広がることが挙げられます。デメリットとしましては、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、災害時における登下校の安全性の確保等、防災面の課題や学校と地域社会との結びつきが弱まるといった課題が挙げられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

地域との結びつき、それから防災の観点、大きく分けるとこの2点かなというふうに思うんですね。で、これに関しての当市独自の施策というのはありますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学区の弾力化というような形に入るかと思えますけれども、第八小学校の児童数がふえたことに伴う教室数不足の解消策としまして、平成21年10月1日から指定学校変更承認基準の中に、八小の通学区域である桜が丘2丁目の一部を調整区域という形で追加をいたしまして、希望すれば第十小学校への通学も可能という形にいたしました。

その後、平成26年度に八小の校舎増築を行いまして、教室数不足の問題については解消が図られましたことや、近年では、モノレール駅近辺の開発の影響によりまして、十小に通学する児童数の増加が顕著となっていることから、平成31年度から八小の調整区域を解消して従来の通学区域に戻すことと予定しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、この統廃合、それから学区の弾力化に関しまして、一般市民や保護者、また児童・生徒の御意見・御要望等はどうなっていますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 毎年、学校のPTA、保護者連絡会の一部から、通学区域についての柔軟な対応をしてもらいたいという旨の要望をいただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それでは、これに関する他自治体の対応と状況というのを把握されていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校の統廃合につきましては、最近では立川市におきまして、地域から隣接する小学校2つを統合して新しい学校をつくってほしいとの請願がなされたことを端緒としまして、平成30年4月から2校を統合した新しい小学校が、片方の旧校舎を借りて開校しているという例がございます。

学区の弾力的な運用につきましては、詳細にちょっと把握してございませんけれども、近隣市におきましては、それぞれの指定学校の変更承認基準、こちらをのっとりまして適正に行っているということを伺っています。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 統廃合に関しては、地方のみならず都心のほうでも随分行われているということでありまして、学区の弾力化ということで、余り詳細に把握されてらっしゃらないということでもありますけれども、これはそれぞれの教育委員会の中で考えながら柔軟に行っていくというようなものであるというふうに思います。

では、その学校統廃合や学区弾力化の財政負担の内容というのはどうなりますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校が統廃合された場合につきましては、閉校となります学校施設の管理運営費用等の削減が見込まれる一方で、統合される学校に追加で配置する教職員の人件費等の増加が想定されるところでございます。

学区の弾力化につきましては、特定の学校に児童・生徒が大量に集中してしまうような場合には、新たな教室の確保等で多額の財政負担が生じることもあり得るというような形で推測されてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

統廃合で2つの学校が1つの学校になったとすると、生徒の数は確かにふえて、いろいろと物入りになるかなと思いますけれども、逆に今減るものもあるというようなことですので、長い目で見るとどんどん要るものは減っていくのではないのかなというふうに思います。

この統廃合、それから学区の弾力化に関して、今後の展開と課題というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○学校教育部長（田村美砂君） 今後の展開についてでございますけれども、今年度、平成30年度から学識経験者等からなります東大和市学校規模等のあり方検討委員会というものを設置しております。こちらは、今後の学校規模や適正配置のあり方につきまして、児童・生徒数の推移や市を取り巻くさまざまな教育環境を鑑み、御意見をいただくことを目的としたものでございます。教育委員会といたしましては、児童・生徒数の推計をこれから精密に行いまして、東大和市公共施設等総合管理計画や東大和市公共施設等マネジメント行動計画等の趣旨を十分に踏まえながら今後の学校適正規模や適正配置につきまして慎重に検討を進めていきたいと、そう認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

学校だけではなく、公共施設の統廃合も大変容易ならざるものであるというふうに思います。こういった学区弾力化も含めて、引き続きいろいろ御検討、御研究いただきたいというふうに思います。

では、次に、カの学校選択制は、にまいます。

では、そのメリットとデメリットを教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校選択制におけるメリットとしましては、通学したい学校をみずからの意思で選べることにあると考えております。学校においても、児童・生徒に選択してもらうよう、学校経営の充実が図られ、特色ある教育活動への取り組みが行えることが考えられます。

一方で、デメリットとしましては、児童・生徒数に極端な不均衡が生じた場合には、従来の大規模校・小規模校に見られるような弊害が生じることと、地域との連携が十分に図れなくなるということが考えられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） では、当市独自の施策のお考えはありますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 先ほど教育長からの御答弁にありましたように、東大和市では学校選択制は採用しておりませんので、指定学校変更承認基準で定められたもののほかにつきましては、学校を選択するということはできないという形になってございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 現在のところ、お考えはないということだろうと思いますが、では一般市民や保護者、また児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） やはり先ほどと同じとおり、学校のPTAですとか保護者連絡会の一部からは、通学区域と同様、学校選択制についても柔軟な対応をしてもらいたいというような御要望等はいただいております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 先ほど伺ったようなその特色化的な話にも通じる話なんですけども、特色化が結構いつ

てくると、ああ、自分はこの地域なんだけど向こうに行きたいなというような、うれしいようなお考えというかわれしい悲鳴というか、そういったのが出てきかねないのかなというふうなところもありますので、そのところはまたちょっといろいろ考えながら、なかなかその地域性とかいろんなことがあるので、難しい部分はお考えになってないということもありますけれども、ぜひお考えになっていないというよりは、ぜひ一生懸命考えていただきたいなど。やっぱり市民の要望がある以上、いろいろそれに対して、それをしっかり受けて、何らかの形で応えていけるような方策も考えていただければと思います。

では、これに関して、他自治体の対応と状況というのを把握されていらっしゃいましたら教えてください。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 東京都教育庁の調査によりますと、平成29年12月現在の状況で、都内の62市区町村におきまして、学校選択制を小学校で導入しているという自治体が12区7市の19区市です。導入していないというのが11区19市、それから13町村ということで、43区市町村ということです。中学校で導入しているというのが、17区10市の27区市です。導入していないというのが6区16市13町村ということで、35の市区町村では導入してないということになっています。なお、小学校・中学校両方で導入しているというのは、12区7市の19区市という形になっているところです。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** 思ったより多いかなというようなイメージを受けるんですけども、ではこの学校選択制の財政負担の内容というのはどうなりますでしょうか。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 学校選択制の財政負担につきましては、現時点で詳細に把握はしてございませんけれども、特定の学校へ希望者が集中してやはり児童・生徒数が大量にふえてしまうような場合につきましては、新たな教室数の確保等で多額な財政負担を生じることもあり得るというふうに推測されます。少なくとも、児童・生徒に対する希望調査ですとか、保護者に対するような周知に係る事務経費等は必要になってくるというふうに想定しております。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** 特定の学校に集中しかねないというような危惧があるということでもありますけれども、特色化にも話、先ほど通じるという話、しましたけれども、やはりそれぞれの学校、学校で魅力的なものをどんどんどんどんつくっていくと、自分はこの地域だけ、やっぱり向こうに通いたいとか、それからこっちからこっちに移りたいみたいな話が出てくるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

それに対して全て認めていくとなかなか難しい部分もありますので、その財政負担もいろいろそのところで改めて生じるというようなことも可能性があるというようなことでありますから、非常に難しいところだろうと思いますけれども、これに関して、東大和市としては、今後の展開と課題というのをどういうふうに捉えていますでしょうか。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 今後の展開ということでございますけれども、先ほど教育長の答弁でもございましたけれども、現在のところは、学校と地域社会の関係を重視するといったことを、関係を重視することで指定学校制を採用するということが基本的な考え方になっていくのかなと思っております。ただ、一部そういう御要望もあるということですので、この学校選択制ということについて、そういう制度について情報収集していくことも必要かとは思っております。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

先ほど質問申し上げました学区弾力化の延長線上にこの学校選択制はあるというふうにも思います。いずれにせよ、当市に見合う制度の採用・不採用というのを、引き続き研究検討していただきたいと思います。では、次に、キの小中一貫校・中高一貫校は、にまいます。

それぞれのメリットとデメリットを教えてくださいたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 小中一貫校を設置することにつきましては、義務教育段階として身につけるべき資質能力の育成を9年間を通して行うことができます。一方、小学校段階と中学校段階での連携を確実にしていくための体制づくりをつくり上げるまでには、相当の時間と労力がかかるものと考えられます。

中高一貫校の設置につきましては、将来を見据えた人材を、6年間の教育活動を通して育成することが可能になるものと考えられます。一方、義務教育と高等教育の接続につきましては、それぞれの設置者が異なることも含め、クリアすべき課題が多くあるものと捉えてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** 確かに設置者が異なるということで、義務教育の9年間、その先の3年間、なかなかその接続ということを見ると難しい部分もあろうかと思えますけれども、これに関して一般市民、それから保護者、児童・生徒の御意見、御要望等はどういうふうなものがありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 保護者等の御要望につきましては、学校段階の環境の違いに対して児童・生徒が円滑に対応できることを望んでいるものと認識してございます。特に、小学校5年生から中学校1年生までの接続期間における学力の定着等について、心配する意見をいただくこともございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** いろいろ御心配になられてる親御さんも多いかと思いますが、当市独自の施策のお考えというのはありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 当市におきましては、第一中学校から第五中学校までの5つの中学校区で、小中連携による取り組みを実践してございます。具体的には、9年間で目指す子供の姿を共有し、年間3回以上の合同研修会や連絡会等を行い、中学校区での学力向上や生活指導の課題解決といった取り組みの改善を図っているところでございます。

今後も、各中学校の実態に応じた効果的な連携型の小中一貫教育の推進を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** では、他自治体の対応と状況というのを把握されてらっしゃいましたら教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 都内における公立の施設一体型の小中一貫校は、15の自治体が設置してございます。当市のような連携型の小中一貫教育につきましては、多くの自治体で実施しているところでございます。

中高一貫校につきましては、都内区市町村立学校では、千代田区に1校、都立学校では施設一体型が5校、連携型が5校あり、各学校においては、義務教育段階の幅広い教育から専門的な教育への質の転換を図るために、特色のある教育活動を展開していると聞いております。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** では、小中一貫校や中高一貫校の財政負担の内容というのはどうなりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 施設一体型の小中一貫校や中高一貫校を公立学校として市内に設置するこ

ととなりますと、施設の状況等にもよりますが、市としましては、その環境整備等において億単位の財政負担が生じることが推測されます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ざっくりとした御答弁で何とも言えないですけど、億単位はそりゃかかると私も思いますけども、なかなか施設そのものも一体化するというようなことであると、なかなかその億単位以上にやっばりかかってくる部分はあるかと思えますし、そうでないような形で、今あるものを生かしながら小中一貫校を取り入れていく、また中高一貫校をつくっていくというような考え方も、中にはあろうかと思えますから、そういったような方向性としてまたいろいろと変わってくるかなというふうに思うんですけども、それでは、ちょっとそれから話としては先に行くんですけども、今までその小中一貫校、それから中高一貫校を伺ってきたんですが、例えば幼稚園ですね。幼稚園、小学校、中学校、高校までの一貫校、これに関してのお考えがあれば教えていただきたいと思えます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 幼小中高一貫校につきましては、就学前教育から高等学校まで発達段階に応じた資質能力を計画的に育成することで、将来のリーダーとなり得る存在の育成につながるものと考えられます。本市としましては、幼小中高一貫校の設置は研究してございませんが、就学前教育から高等学校まで、学校段階間を円滑に接続できるようにするため、引き続き各関係機関との連携を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろな観点からすると難しい部分はあろうかと思えます。私立とは違いますから、そのところは公立学校でできること、できないことというのはやっぱりどうしても切り分けなきゃいけない部分は出てきようかと思えますけども、では、これに関して今後の展開と課題というのはどういうふうになっていきますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今後の展開につきましては、現在取り組んでおります幼保小連携や小中一貫教育を一層推進するとともに、市内高等学校と情報交換や交流をする機会を設けるなど、中学校、高等学校との連携も継続して推進してまいりたいと考えてございます。

課題としましては、小中一貫教育において、今後も教職員の交流や児童・生徒の交流等により連携を深めることができるような体制を整備していけるように支援してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 最近よく、日産の話でアライアンスなんていう言葉がよく出てきます。いわゆる連携というようなことなんだろうと思えますけども、とにかくそういったように、東大和といえば小学校と中学校の連携、これがとても大事なんだろうなというようなところで、そのところを中心に、小中一貫的な話を進め、教育を進められていらっしゃるんだらうなというふうに思えますけども、一貫校については、特に中高一貫校ではエリート校扱いになる場合が多いというふうに私は感じているんですね。また、それぞれ一長一短があって、なかなか、何ていうんですかね、いろんな選択肢が私にはあっていいと思うんです、多様性としてね。なので、こういうものもありますよ、こういうものもありますよというそのメニューのうちにそういうのが1つあってもいいのかなというふうに思えますので、これらに関しましても、引き続き御研究をお願いしたいと思えます。

では、次に、クのいじめ問題への対策は、にまいります。

当市の現状の詳細というのを改めて伺わせてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内各小中学校におきましては、学校いじめ防止基本方針を定め、学校いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、重大事態への対処について、組織的な対応を推進してございます。特に、いじめの早期発見・早期対応につきましては、市内全ての小中学校において、児童・生徒を対象として、毎年3回実施しております「友達とのかかわりアンケート」と同時に、保護者に向けたアンケートも実施しているところでございます。家庭と連携して対応できるようにしてございます。また、各学校2名ずつ配置されているスクールカウンセラーを活用し、組織的な対応も行っております。

教育委員会としましては、学校、家庭、地域が連携していじめ対策を推進することが重要であると考え、いじめ防止のためのシンポジウムを開催しているところでございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** では、今伺いました各対処策のメリットとデメリットを教えていただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 「友達とのかかわりアンケート」等につきましては、各校のいじめの傾向を把握できるとともに、小さいいじめから発見し対応することが可能となる点がございます。ほかにも、各対策が継続して行われることで、学校、家庭、地域が連携し、いじめ撲滅への意識を高めることができると捉えてございます。

一方、継続していくに当たり、形式的な取り組みやその場限りの取り組みになるおそれがあるため、より効果的、発展的な取り組みとなるように改善していくことが必要であると認識してございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** それでは、当市独自の施策のお考えというのがありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 当市の主な施策であるいじめ防止のためのシンポジウムにおきましては、児童・生徒と市民がいじめ問題をテーマに、お互いに意見や考えを交流し、社会全体でいじめ撲滅に向けて意識啓発を図ることを狙いとしております。また、「友達とのかかわりアンケート」につきましては、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備するとともに、いじめの早期発見・早期対応をよりの確に行うことを狙いとしております。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** それでは、この一般市民や保護者、児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** いじめ防止のためのシンポジウムで実施している来場者アンケートにおきましては、毎年大変好評をいただいているところでございます。一般市民及び保護者の皆様からは、日ごろ学校でどのような取り組みがなされているのかよくわかった、児童・生徒の姿に感動した。我々大人もともに考えていかなければならないと思うといった御意見が多く寄せられております。

「友達とのかかわりアンケート」につきましても、有効に活用されているものと捉えてございます。アンケートの実施により、いじめの認知や疑いが明らかになった学校においては、解消に向けて組織的に対応していると報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

では、このいじめ問題の対策に対します他自治体の対応と状況というのを把握されていらっしゃいましたら

教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都では、各自治体とも東大和市と同様に、学校におけるスクールカウンセラーによる児童、生徒の面接や定期的なアンケートを実施してございます。また、当市のいじめ防止のシンポジウムと同様の特色ある取り組みとして、いじめ防止サミット、いじめ防止啓発作品づくり、またカラーリボン運動などを行っている自治体があると把握してございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** では、この問題に対します今後の展開と課題というのはいかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今後の展開につきましては、他市の取り組みを参考としつつ、継続発展した取り組みにより学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を推進してまいりたいと考えてございます。

課題としましては、いじめの防止を児童・生徒が主体的に取り組めるものになるよう、各取り組みの一層の充実を図ることが重要であると捉えてございます。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** どうもありがとうございます。

単なる悪ふざけと異なる悪質ないじめというのは犯罪そのものだろうと、私は思っています。ぜひこうしたようなものが、東大和市ではそんな悪質なものはないというふうには思いますけども、とにかく、この日本からそういったいじめが全くなくなるようなことを、これからも継続して研究、御検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に、ケの問題教員への対策は、にまいります。

当市の現状の詳細というのを改めて伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** まず、学校教育の成否は、子供たちの教育に直接携わる一人一人の教員にかかっており、教員の資質能力や指導力の向上を図ることが重要な課題となっております。

当市においては、教育委員会が主体の多様な研修や学校訪問を通じての指導、助言などを行っております。学校でも、管理職による指導や教員同士が学び合う機会をつくっております。教員自身も研修会への参加、研究団体での研究活動、他校への研究発表への参加など、みずからの資質能力の向上にも努めております。

当市の現状といたしましては、例えば学習、学級のルールや決まりについて一貫性のある指導ができずに、学級に落ちつきがなくなってきたり、児童・生徒を指導する際に受容的、共感的な指導が行えなかったりなど、教員の指導力に課題が見られることがございます。このようなケースが生じた場合には、当該教員の課題に応じた学校管理職からの指導、学校からの要請等を踏まえた指導主事等による指導を通して課題の解決を図ることとしております。さらに、都教育委員会においても、指導力等に大きな課題が認められる教員には、都独自の研修制度が適用されることとなります。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** それぞれの人間というか、教員も人間ですから、それぞれの人によって、やっぱりそのばらつきはどうしてもあるかと思えます。それが、たまたまそれが指導力不足につながってたりとか、いろんなことになってたりするような場合があるかと思えますが、では、その各対処策のメリットとデメリットを教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 各対処策についてですけれども、学校管理職あるいは教育委員会が主体とな

って行う取り組みでは、教員の実態を踏まえた意図的、計画的な人材育成が図られるものと思っております。

ただ、教員自身が考えている自己のニーズや意欲とは異なってしまうという可能性もございます。また、教員自身が指導力の不足についての自覚、認識が欠けている場合には、その対策の効果が得られづらいと考えられます。

以上です。

○6番（大后治雄君） とにかく、それぞれの方の自覚が重要であるというようなことなんだと思いますけども、ではこれに対します本市独自の施策のお考えというのはありますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 課題のある教員については、教員個々の課題に応じた改善に向けた日ごろのまず指導実践というのが極めて重要であると認識しております。したがって、学校、教育委員会、都が情報を共有し、計画的な指導助言、研修を通して指導力の向上に努めており、このことは、本市ならずとも、他市においても同様であると認識しております。

以上です。

○6番（大后治雄君） では、一般市民の方へ、保護者、児童・生徒の反応、御意見、御要望等はどうなっていますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 各学校において、学習指導、児童・生徒への対応、保護者対応などについて、保護者、あるいは児童・生徒からの一定的な肯定的な評価をいただいているものと認識しております。

一方、教員の指導や対応の仕方そのものについて十分とは言い切れないケースもございます。そのような場合には、学校、教員、また教育委員会に対して、丁寧かつ親身な対応や指導計画に基づく意図的、計画的な指導などを求められることもございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それでは、他自治体の対応と状況というのを把握されてらっしゃいましたら教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 先ほども申し上げましたけれども、課題のある教員の対応については、他の自治体においても、学校、教育委員会、都で情報を共有し、計画的な指導、助言、研修に努めているものと認識しております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 東大和市と同じような形で対策をとられてるというようなことだろうと思います。

では、この問題に対しての今後の展開と課題というのはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 都教育委員会では、教員に求められる基本的な4つの力として、学習指導力、生活指導及び進路指導力、外部との連携折衝力、学校運営及び組織貢献力が示されており、本市においても、これらの力を教員の経験年数や一人一人の資質能力に応じて、計画的に育成をしていくことが必要であると考えております。そのためにも、学校における日常的な指導力向上の効果的な取り組み、教育委員会における教員の課題に応じた研修の実施が、今後ますます重要であると考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 教員の方だけではないですけども、やはりいろんな人と接するときのコミュニケーション能力ですね。子供との接し方、それから地域との接し方、それからまた校長や副校長との接し方に対するコミュニケーションをしっかりとれるような教員であれば、いろんな問題が解決しやすくなるのかなど。また

そうなりますと、自覚をそれぞれの教員の方に対して促すというよりは、自覚が促される、自然にね。コミュニケーション能力が高いと促されるような形にもなってこようと思いますので、こようかと思しますので、その辺も鑑みながらいろいろ施策を進めていっていただきたいなというふうに思います。

また、扱いの難しいケースなんかもあろうかと思しますので、引き続きのお取り組みをお願いしたいと思います。

では、次に、コの特区の活用は、にまいます。

そのメリットとデメリットというのを教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教育課程に関する特例校制度は、学校または地域の実態に照らし、その特色を生かして、学習指導要領によらずに特別の教育課程を編成することを認める制度でございます。この制度を活用することで、自治体の方針、施策等との関連を図った教育施策をとることができるものと考えられます。

一方、学習指導要領によらないということで、その内容によっては、例えば独自の教科書は作成するといったことなど、市の財政的負担が生ずるものと捉えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** では、市民の方の御意見、御要望等はどうなってますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 現在のところ、特区の活用について、市民からの御意見、御要望は教育委員会には届いてございません。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** なかなか気がつかない部分かなと思います。

では、他自治体の対応と状況を把握されてらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 他の自治体の実施状況について幾つか御紹介をさせていただきたいと思います。

品川区では、教養豊かで品格ある人間を育てることを目指し、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を統合し、より実学的な内容を盛り込んだ市民科という特別な教科を設定し、小中学校段階の全ての学年で実施しております。世田谷区では、コミュニケーション能力の育成、日本文化を理解し、大切に継承発展させることなどを狙いとして、日本語の美しい響きやリズムを楽しむ学習を行うなどする教科日本語を設定しております。東村山市では、社会非行や虐待等家庭的な事情で自立のための支援が必要な児童・生徒を対象とする学校として、特例校を1校指定し、教育と福祉の連携活動を行う自立支援科を設定し、クラブ活動や農耕の授業などの体験的、作業的な学習を行っています。

以上でございます。

○**6番（大后治雄君）** 特区の活用も、いわゆる特色化の一つというふうに考えてもいいのかなというふうに思うんですね。やっぱりそれぞれの学校でこういうことやっていますよというような魅力があれば、その学校に通ってととても誇りに思うとか、この学校通ってよかったな、それからまたあっちの学校行きたいなみたいな、そういったような魅力がどんどん出てくれば、私はしめたものかなというふうに思います。

では、今後の展開と課題というのはいかがお考えでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 特区の活用について、先ほども申し上げましたけれども、自治体の施策等との関連を図った施策が展開できると。その反面、財政的負担も生じるなど、クリアすべき課題が多いというところが実情かと考えております。

現在、教育委員会では、策定を進めている第二次東大和市学校教育振興基本計画に基づいた教育施策を展開していく上で、特区の活用について今後研究をしていく段階であろうかというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

特区の活用も、あまたある方策の一つに過ぎないというふうにも思いますが、選択肢をふやす意味でも、頭の片隅にでも置いておいていただければと思います。これにつきましても、引き続きの研究、御検討をお願いしたいと思います。

ここまでいろいろ伺ってまいったんですけども、改めて教育長の総括的な御所見を伺いたいと思います。

○教育長（真如昌美君） 東京オリンピックが決定して、それ以後、もう5年もたつわけです。その間、学校の教育の仕方とか、それから子供の生活の様子などを見ても、随分変わってきてるなというふうに思ってるところであります。

そんな中で、東大和市の教育ですけれども、よりよい教育を通じてよりよい社会をつくるという基本的な考えのもと、コミュニティスクールを初め、小学校、中学校、高等学校などとさまざまな場面で協力の幅を広げてきております。また、地域の中で、学校を支える連携、協働もおかげさまで進んできております。

私は、教育改革は、実践者は校長であるというふうに思っております。それだけ校長の役割というのは非常に大きい、それを毎日毎日考えているところであります。

そんな中で、東大和市の学校は、今学校ごとに色合いの違う、特色ある学校経営が進んでおります。それだけうちの学校の校長先生方は、それぞれの考えで学校教育について考え、そしてそれを実践していくという、そういうところまで来ております。学習要領が変わる中で、校長同士がよきライバルとして経営の腕を磨き、競い合う姿は、市民からの評価も高く、頼もしい限りであります。

東大和市の学校改革のチャンスは今であり、これを逃すと当分やってこないというふうに私は思っておりますので、ぜひこれからも御協力いただきながら、校長とともに学校改革を進めてまいりたいというふうに思っております。

学力・体力の向上、それからいじめの問題、そしてA Iの世界に近づく新しい学びなど、課題山積ではありますが、ひるむことなく、次代を担う子供たちの教育を市長とともにしっかりと進めていく考えであります。

というわけで、これからもどうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 教育長、ありがとうございます。

いろいろ時代が変わってくると、私が子供のころだったような30年、40年前とはまた違うような課題がどんどん出てきているんだろうなというふうに思うんですね。それになかなか対処していくというようなことでありますから、今の教育委員会の方々、大変だろうなというふうに思いますけども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

ここまでいろいろと伺って、またまいりましたけども、最後に改めて市長の御所見を伺いたいと思います。よろしく願いします。

○市長（尾崎保夫君） 今学校教育の可能性についてということで、さまざまな視点からいろいろと御質問をいただきました。

学校のほうも、先ほど真如教育長も言いましたように、大きく変わってきてるということになってるかなと思ってるわけですが、やはり社会が変わってくるということで、私、これから一席あれですと時間がかかりますから、明治時代の教育ということで、一生懸命勉強させてもらったのは、やはり教育というものが非常に大切だということは間違いないと思いますし、そしてそこに位置づけられる学校の位置づけというのも非常に大切だと。ただ、それが社会の変化に対応していくためにも、先ほど真如教育長が言いましたように、それに対応できるような形で学校教育、教育のあり方も変わってくるのかなというふうに思っているわけです。

そういうふうな変化に対応していくとともに、当市の子供たちがこれからも健やかに成長できるよう、日本一子育てしやすいまちということで、教育委員会とともに力を合わせながら学校教育の充実にも努めていきたいと、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。やはり、日本一子育てしやすいまちにつなげるというようなことになってくるのかなというふうに思います。

今回、学校教育の可能性につきまして、特に生徒に関しまして詳細に御答弁を頂戴いたしました。

市独自の施策も大事なんですけども、事、学校教育には、確実性とそれから公平公正性が特に求められているところでもありまして、着実、誠実に行っていくことが肝要であるというふうに考えています。

また、児童・生徒、それから保護者や地域の皆さんを初めとした多くの方々の御協力なくしては、この学校教育というのは成り立たないものであります。多様化・複雑化する社会の中で、学校教育も当然例外ではなくて、その波にもまれているというふうに思います。一教員では対処し切れない課題も、学校単位や、それから教育委員会、そして市長部局や私たち市議会と連携すれば何とかなるかもしれないなというふうに思います。

今回、私がお伺いしました学校教育の制度上の可能性の課題だけでもこれだけあるわけですから、このほかにももちろん物理的や精神的など、まだまだ多くの課題があることは容易に想像がつくところであります。したがって、今後も引き続き、私も取り組んでまいりたいというふうに思います。

理事者の皆さん初め、教育委員会の皆さん、そして市職員の皆さんも、他自治体におくれをとることなく、しっかりとしたお取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で今回の私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。

通告に従い、平成30年第4回での一般質問をさせていただきます。

今回は、6点について質問させていただきます。

第1点目は、旧カシオ事業所の跡地と周辺の状況についてであります。

旧カシオ事業所は、昭和35年4月、東大和市に東京工場が完成し、その後、関連会社の本社として機能していましたが、閉鎖してから長年放置されており、老朽化が進んでいることから、近隣住民から建物の安全性に

ついて危惧されております。また、跡地に隣接する市道第704号線沿いの交差点は、抜け道のため車の通行も多く、通学路であるため、近隣住民から不安の声も上がっています。

今後跡地を含めた整備が必要と考えます。

ここで伺います。

①桜が丘2丁目の旧カシオ事業所跡地は長年放置されており、周辺住民から建物の安全性について不安の声が上がっているが、市として土地所有者に対し何かしらの働きかけはしているのか。

②跡地が整備されたとき、市道第704号線の開通の有無と安全対策について、市の認識について伺います。

第2点目は、上北台駅及び玉川上水駅周辺の自転車等駐車場についてであります。

自転車等駐車場に関しては、有料化以降、担当部署の土木課の御努力により改善に向け整備が進んでおり、感謝しております。しかしながら、駅周辺を確認すると、いまだ安心して利用できない状況が各所で見受けられることから、今後も整備が必要と考えます。

ここで伺います。

①玉川上水駅周辺の定期利用の一部を一時利用への変更を検討しているとのことだが、実施の予定は。

②上北台駅周辺の一時利用は、平日の午前中、満車により利用できない状況が生じている。その一方、第4自転車等駐車場は利用者が少なくあきの状況が続いているが、一部を一時利用にできないか。

③利用者がわかりやすいよう、市内各駅に自転車等駐車場の案内表示を設置することを提案しているが、設置状況について伺う。

第3点目は、交通安全対策についてであります。

事故の多くは交差点内で起きています。警視庁交通部による調査では、平成29年、全国で起きた事故発生のうち、信号機のある交差点では6万6,180人、信号機のない交差点では9万1,024人と多くなっています。

東大和市警察署管内の交通事故は、本年1月から9月までで385件、昨年373件で、13件多くなっています。

当市でも、交差点での事故多発地帯と認識されている箇所があります。事故を未然に防ぐためにも、さらなる対策の強化が必要です。

ここで伺います。

①平成30年度中に都市計画道路3・5・20号線は、新芋窪街道までの開通で通行量もふえると予想されるため、安全対策の面から、都市計画道路3・5・20号線と市道第11号線に係る交差点の信号機設置の必要性があると考えますが、市の認識は。

②桜が丘4丁目の市道第707号線と旧芋窪街道の交差点は事故が多発し、危険であり、近隣住民から不安の声が上がっている。安全対策のため、市道第707号線への横断歩道などの設置はどのようになっているか。

第4点目は、空き家の実態調査と適正管理についてであります。

空き家の実態調査の必要性は、過去、一般質問で再三取り上げていますが、いまだ進捗が見られない状況にあります。現実、ふえ続けている空き家について老朽化が進み、このまま放置し、何も手を打たなければ、市民の不安と危険が増す一方です。利活用を含め、早急に調査するべきであると考えます。

ここで伺います。

①防災の観点から、空き家に対し近隣住民の多くは不安を抱いている。再三、実態調査の必要性を訴えているが、どのようにしていく考えなのか。

②空き家の活用について市の考えを伺う。

第5点目は、たばこなどのポイ捨てについてであります。

市内を見渡すと、たばこなどのポイ捨てが目立ちます。たばこは火災の原因にもなり、特に秋から冬にかけ、落ち葉や枯れ草がふえ、空気が乾燥し、火災が発生すると被害が拡大する危険性があります。

特にモノレール駅周辺の歩道は、日常、ポイ捨てが起きております。特に玉川上水駅前には、喫煙所があるにもかかわらず、たばこやペットボトル、空き缶が平然として捨てられている現状があります。

現在シルバー人材センターの方やボランティアの方が、毎日、各駅周辺をたばこなどのごみを収集をしております。また、東大和南高校のチアリーディング部が毎週月曜、東大和南公園周辺及び通学路のごみ収集を行っておりますが、話を伺うと、たばこのポイ捨てが目立ち、植栽のところに捨てているケースもあり、火災の原因になります。マナー違反をなくすため、対策を強化する必要があります。

ここで伺いいたします。

①環境を損なうたばこなどのポイ捨てが多摩モノレール各駅周辺で目立つが、市はどのように認識しているか。

②現状と対策について伺います。

③シルバー人材センター及びボランティアの方々の情報を集約し、投棄箇所に注意喚起を促す看板やステッカーなどを設置することはできないか。

④他市の取り組み状況について。

第6点目は、コミュニティタクシーについてであります。

3年前、ちょこバスルートの改正がされ、新たに空白地域が発生しました。このため、住民から存続を求めるさまざまな声上がり、現在芋窪及び湖畔地域において、コミュニティタクシーの運行に向けての地域住民との検討会が行われております。しかし、対象地域の住民は進捗状況がわからず、困惑しているのが現状であります。多くの方から、早期運行を待望する声が上がっています。

ここで伺いいたします。

①平成30年度試行運転と聞いているが、運行に向けた進捗状況について伺います。

②運行に向けた課題はあるのか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

よろしく伺いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、カシオ計算機株式会社の事業所跡地についてであります。事業所跡地に設置されているブロック塀の老朽化が進み、周辺環境への影響が懸念されたことから、市では、平成30年8月に、同社に安全対策に関する確認を行い、その後、ブロック塀の補強やフェンスへの更新が行われたところであります。現状、事業所としては使用されていないということですが、今後につきましては、事業所跡地の適正管理や利活用について情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、市道第704号線の開通の有無と安全対策についてであります。事業所跡地東の市道第704号線につきましては、現在道路整備の予定はありませんが、事業所跡地が整備される際には、歩行者の安全を確保した空間が必要であると考えております。歩行空間の整備が実施され、交通安全対策が施された場合には、市民の皆様の利便性や防災の観点から、道路のネットワーク化の観点から、市道第704号線最南端に接する道路予定地

を整備し、南側の市道第814号線に接続し、開通させてまいりたいと考えております。

次に、玉川上水駅周辺の公共自転車等駐車場の定期利用の一部を一時利用に変更することについてですが、現在玉川上水駅周辺の公共自転車等駐車場につきましては、定期利用としている箇所の一部を一時利用箇所として変更することを検討しているところであります。

次に、上北台駅第4公共自転車等駐車場の一部を一時利用に変更することについてですが、現在上北台駅周辺の公共自転車等駐車場につきましては、新たに一時利用箇所の増設を検討しているところでありますが、定期利用のあき待ちが解消されていないため、定期利用箇所である上北台駅第4公共自転車等駐車場の一部を一時利用に変更することは考えておりません。

次に、市内各駅への自転車等駐車場の案内板設置についてですが、案内板の設置は東大和市駅を除く4駅について同時に設置する方向で考えておりますが、現在玉川上水駅と上北台駅において、一時利用の増設を検討しているところでありますので、その検討状況を踏まえて設置していきたいと考えております。

次に、都市計画道路3・5・20号線と市道第11号線が交差する箇所の信号機についてですが、市におきましては、現在の歩行者用信号機を交差点用の信号機に改良していただくよう、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要請をしております。

次に、市道第707号線と旧芋窪街道との交差点についてですが、市におきましては、横断歩道と歩行者用信号機を設置していただくよう、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要請をしております。

次に、空き家の実態調査についてですが、空き家の適切な管理及び今後の具体的な対応策を進める上でも、空き家の実態を把握することは必要であると認識しております。空き家の問題はさまざまな課題と結びついていることから、現在今後の対応について検討しているところであります。

次に、空き家の活用についてですが、空き家の活用は住宅施策の一環として考えていく必要があると認識しておりますので、空き家の実態調査とあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、多摩モノレール各駅周辺におけるたばこなどのポイ捨てについてですが、市内には3つの駅がありますが、駅により多少の差はあるものの、どの駅においても、マナーを守らないことによるたばこなどのポイ捨てがあるものと認識しております。

次に、現状と対策についてですが、現状につきましては、市報や市の公式ホームページによる周知のほか、環境市民の集い等、行事を通じて喫煙のマナーアップを呼びかけるとともに、東大和市駅及び玉川上水駅をモデルケースとして、定期的なマナーアップキャンペーンに努めているところであります。

今後につきましては、引き続き市民の皆様にもマナーアップを呼びかけるとともに、東京都の受動喫煙防止条例が平成32年4月に全面施行され、禁煙・喫煙をめぐる環境が今後大きく変わってくることから、他市の状況等の把握に努め、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、シルバー人材センターのボランティアの方々の情報を集約し、投棄箇所に注意喚起を促す看板等を設置することについてですが、多摩モノレール各駅周辺のたばこなどのポイ捨て状況につきましては、市といたしましても状況把握に努めるとともに、公益社団法人東大和シルバー人材センターや地域の清掃活動を行っているボランティアの方々から情報を収集し、必要な場所に注意喚起を促す看板等を設置してまいりたいと考えております。

次に、他市の取り組み状況についてですが、現在確認できているところでは、多摩26市中21市において、喫煙に関して何らかの規制をする条例を設けていると認識しております。

次に、コミュニティタクシーの試行運行に向けた取り組み状況についてであります。湖畔地域と芋窪地域におきまして、地域の皆様、事業者及び市との協働の取り組みによる地域交通の導入を目指しまして、関係機関との調整を進めております。両地域とも、平成29年度に自治会が中心となりましてアンケート調査を実施いたしました。平成30年度は、運行ルートの調整を整え、試行運転の開始を目標としておりましたが、ルートの設定及び停留所設置の検討に時間を要しております。また、基本となりますルート等が定まらないため、運行計画及び事業計画はまとまっておりません。

次に、コミュニティタクシーの運行に向けた課題についてであります。地域交通を運行するためには、多くの関係機関との調整を整える必要があり、相当の時間を要するものと認識しております。また、関係機関と調整を進める中で、運行を担っていただくタクシー業界全体で運転士不足が深刻であることが知らされました。

地域交通導入に向けての取り組みにつきましては、本格運行を見据える必要があります。公共交通として安全な移動の手段を継続して確保できるよう、粘り強く関係機関との調整を整えるとともに、その状況を地域の皆様に御理解いただき、地域で支え、育てていく取り組みを実現させることが課題であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、随時、再質問をさせていただきます。

まず、1番目のカシオの跡地の周辺の状況についてでありますけれども、長年放置されている跡地の安全性と土地所有者に対しての働きかけについてでありますけれども、先ほど市長答弁でも、カシオのブロック塀の安全の対策について、私が本年の第3回定例会でも質問させていただきましたブロック塀の補強及びフェンスの設置がされまして、安全性が確保されました。それに対しては本当にありがとうございます。

しかしながら、建物に関しては、長年使用されていないため老朽化が進んでいると思われまます。建物に関して今後どのようにしていくのか、周辺住民は不安を持っている状況が続いております。

市としては、建物に関して、所有者に対して働きかけはしているのかお伺いをいたします。

○企画課長（荒井亮二君） カシオ計算機事業所跡地の建物についての老朽化の関係でございます。

市といたしましては、これまで直接働きかけというところでは具体的な動きをしておりません。現状、同社が所有している建物、そして土地というところで認識をしているというところで、現状を把握してございます。以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 情報によると、あの建物自体35年に建って、その後、多少改修とかしていると思えますけれども、解体の公募が出ているということをお聞きしておりますけれども、市のほうはそれについては把握しておりますでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 建物の解体の公募というところでございますが、具体的な情報については把握してございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

それでは、東大和市は、企業とか大学に対して包括連携協定を結んで、各分野での相互の連携を強化して市民サービスの向上に努めていると思いますけれども、このカシオとの協定というのを検討されたことはないでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） カシオ計算機との協定についてでございます。現在市のほうでは、さまざまな事業者、各種団体等と市の取り組みに資することを目的といたしまして協定関係を結ぶケースがございます。ただ、カシオ計算機と、協定について締結するですとか、そういったところの具体的な検討については、これまで行ってございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどの市長の御答弁で、跡地の適正管理や利活用については情報収集を行っていきたくはありますが、これに関してぜひ協定を結んで、今後市と企業が連携して地域の活性化を図っていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 今後につきましてでありますけれども、まずその事業所跡地の動向等を踏まえながら、そのあたりの情報収集ですとか、また協定についての研究ですとか、そのあたりをやっていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） なかなか、跡地ですので、今実際には稼働はしてないので難しいとは思いますが、厳然として、カシオに関しては、そこは工場発祥の地ということで、昭和35年、41年には、本社機能もしておりました。例えば今セブンイレブン・ジャパンとか関東学院大学とかも提携をして、さまざまな連携を結んでおりますけれども、これは例えばですけども、これカシオの発祥の地として、以前からこの地は重要な地として所有者はお持ちだと思いますけれども、例えばカシオミュージアムとかカシオ博物館とか、そういった部分での市と連携をとったものなんか可能性はあるんじゃないかなということを思いますけれども、これは飛躍的かもしれませんが、やはりそこに地があって、歴史的な地があるということは、さまざまな部分で生かせることがあるんじゃないかと思っておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） カシオ計算機の東大和市内におけますそのこれまでの変革ですとか、そういったところにつきましては、非常に長く関係性があるというところで認識してございます。そのあたり、先ほども繰り返しになりますが、その跡地の動向ですとか、またその後の活用という視点につきましては、市にとって、また周辺住民の方々にとっても、利点のある利活用も期待したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 地域住民は、やはり不安もかなりあるんですけれども、期待も持っていることは私は認識しております。そういった意味では、ぜひ連携をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、カシオ事業所の跡地の周辺の状況についてお伺いをいたします。

初めに、市道第704号線の開通の有無についてでありますけれども、先ほど市長のほうから、歩行空間の整備、交通安全対策が施された場合に開通させていきたいという答弁がございましたけれども、改めてその内容について詳しくお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第704号線につきましては、市の計画でございます東大和市地域道路計画におきまして、市道第2号線桜街道と南の市道第814号線、総合福祉センターの前の道路でございますが、この市道第814号線を接続する道路として位置づけられてございます。その中間で交差する市道第705号線以北の部分の道路幅員が狭く、歩行者等の安全確保が十分に図れない状況でございます。

そのため、現在は、南端部分の用地、延長約25メートル程度でございますが、ここを道路予定地としまして、市道第704号線を行きどまりとしてございますが、市民の方の利便性や防災性といった観点や道路のネットワーク化を図る意味からも、行きどまり道路は好ましくないと考えてございます。

しかし、歩行者の安全確保が十分でない現時点で、この道路予定地を整備して開通させた場合につきましては、市道第704号線の玉川上水駅方面を行き来する車両等の交通量の増加が懸念されるため、旧カシオ計算機の東側の歩行空間が整備され、当路線の道路環境が整い、歩行者の安全対策が図れるようになった際に、開通に向けた検討を行っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この地域は、御存じのように、近隣がマンションで囲まれている地域であります。この地域は子供も多くて、通学路にもなっておるんですけれども、開通に反対する声を聞いておりますけれども、その辺についてはどう対応されようとしているのかお伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第704号線につきましては、南側のほうの部分がマンションの一带地域となっております。このマンションの住民の方々にとりましては、住み始めてから現在まで現状の行きどまり道路としての形態が普通になってしまっていると認識しているかと考えてございますが、やはり行きどまりの道路では、先ほど申し上げましたとおり、利便性や防災性、道路ネットワーク化といった意味で好ましくないことから、開通は必要であると考えてございます。

開通できる環境が整った際には、沿線のマンション等の住民の方々に御説明し、御理解をいただいた上で対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

これに関しては、住んでる住民にとっては、交通事故が、交通事故の危険性が増すのではないかという不安の声が多くあります。ぜひこれに関しては、慎重に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

続いて、市道704号線と交わる東西路線の市道705号線が交差する交差点、過去に接触事故が何回かあり、危険な交差点であると思っておりますけれども、これが開通した場合、この交差点に信号機が設置されるのかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市におきましても、市道第704号線と市道第705号線が交差する十字路につきましては、平成18年度以前から平成29年度まで、毎年東大和警察署を通じて東京都公安委員会に対しまして信号機の設置要請を文書で行ってございますが、実現には至っていない状況でございます。

その理由としましては、行きどまりがあることが要因でもございまして、交通量が少ないこと、既存信号機との離隔が短いこと、これにつきましては、桜街道側と西側の都道との離隔が短いということであると、東大和警察署から聞いてございます。この開通に向けて検討するときには、ここの交差点の信号機についても警視

庁と協議を行う必要があると考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 承知しました。

これに関しては、開通に当たって検討はするということですが、後ほど交通事故対策でも述べますけれども、やはり事故が起きている。しかしながら、重大な事故が発生しないとなかなか動かないという状況も聞いておりますけれども、やはり現状の通行状況だとか、さまざまな状況もぜひ調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この項目については、以上になります。

続きまして、2番目の上北台駅及び玉川上水駅周辺の自転車等駐車場についてでありますけれども、この上北台駅及び玉川上水駅自転車駐車場についてですけれども、この玉川上水駅周辺ですけれども、定期利用の一部を一時利用に変更するというのを検討しているという、先ほど市長答弁もございましたけれども、現在の玉川上水駅の状況をお伺いしたいと思います。また、一時利用への変更については、もう具体的な場所等は決まっているのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 玉川上水駅周辺の自転車等駐車場の現在の状況でございますが、有料化直後は、定期利用が100人余りのあき待ちの利用者の方がございましたが、定期利用契約者数の割り増しの実施によりまして、現在は、一部ではあき待ちの利用者の方がいる箇所もございますが、駅周辺の公共自転車等駐車場全体におきましては余りが生じている状況でございます。定期利用の不足は解消されてございます。

一時利用につきましては、定期利用契約者数の割り増しによりまして利用人数が減少してきましたが、まだ満車になる日があるような状況でございます。そのため、一時利用箇所の増設を検討しているところでございます。具体的な場所につきましてはまだ決定してはございませんが、都道芋窪街道沿いの第1公共自転車等駐車場の北側の一部を一時利用に変更することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 今芋窪街道沿いに一部を検討してるということですが、これに関しては大体何台ぐらいを予定しているのか、何か案は出てるのか、お伺いをいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 何台程度かというところでございますが、現在検討中でございます。台数につきましては決まっております。なお、原付バイクにつきましては、玉川上水駅は定期利用箇所だけしかないため、一時利用のバイク置き場も検討しているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) まだ台数は決まってないということですが、今御答弁ありました一時利用のバイク置き場の検討はしてるということですが、この一時利用のバイク置き場を設けるということですが、現在50cc以上のバイクがとめられない、市の自転車駐車場はですね。125ccのバイクに乗ってる方から、これは玉川上水も含めて、上北台も含めて、設置してほしいという声を聞いておりますけれども、これに関してはどのように考えておるのかお伺いいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) バイクの利用につきましては、東大和市駅では、鉄道事業者の運営である一時利用の排気量無制限のバイク置き場がございます。また、小平市が運営してございます箇所で、定期利用125ccまでのバイク置き場がございますが、当市の公共自転車等駐車場のバイクの扱いにつきましては、駐車スペースが限られておりますことから、50ccまでの原付バイクを対象としてございます。

現在原付バイク置き場の定期利用、一時利用ともに、ほぼ満車になることがございますことから、排気量の制限をこれ以上大きくしますと、明らかに足りなくなることが考えられます。駐車スペースが限られており、変更は難しいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) なかなかスペースがとれないという状況を今お聞きしましたけれども、芋窪街道沿いに一時利用を設けるのは、これは本当に皆さん喜ばれると思います。

私、前回は質問させていただきましたけれども、玉川上水の東側、東大和療育センターの駐輪場というのは、現状も結構あいている状況があります。そこに一時利用という、一時お話がありましたので、駅から近いのでいいと思うんですけども、現状も東大和療育センターの前あたりはかなりあきがありますけれども、今スペースが限られているということですけども、この整備が終わった段階である程度スペースがあるようでしたら、そういった部分の検討はできないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 療育センター前の公共自転車等駐車場は定期利用箇所でございますが、現在も半分ほどあいているような状況でございます。ただ、そちらに一時利用を設けましても、なかなかそちらのほうの利用者は少ないのではないかとという中で、今回、都道側のほうに決まったようなところがございます。

そのようなところから、今後一時利用の増設を考えておりますが、そのような状況を見て、あいてるところについても、何か必要になる場合等を考えまして検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど自転車等駐車場の一時利用の変更についてですけども、これに関しては早急をお願いをしたいと思うんですけども、これに関しては、大体いつごろ目安というか、予定をしているのかお伺いしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) まだ検討しているところでございまして、時期については明言できないような状況でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これに対しては早急に実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、上北台周辺の件ですけれども、上北台周辺についてでありますけれども、第4自転車等駐車場については、一時利用の変更はしないという答弁でしたけれども、詳しく理由についてさらに教えていただきたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 上北台駅周辺の公共自転車等駐車場につきましては、有料化当初は約300台の定期利用のあき待ちの利用者の方がございましたが、定期利用契約者数の割り増しの実施によりまして、現在は30人から40人程度のあき待ち利用者人数となり、改善されましたが、まだ不足が続いている状況ではございます。そのため、第4公共自転車等駐車場は、現在あきが見られるような状況ではございますが、不足がございません以上、既存の定期利用箇所の一部を一時利用に変更することは考えてございません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それでは、上北台についてですけれども、一時利用の増設を検討ということですけども、どこに増設をしようというのか、一応決まっているのか、教えていただきたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 上北台駅の一時利用箇所につきましては、現在上北台駅の西側に2カ所あるのみ

でございます、東側にないことから、市民の方から、東側に一時利用箇所ができないかとの要望がございます。そのため、まだ決まってはございませんが、駅舎東側の都道の広がっている歩道上に新たに設置することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひそれについても推進をお願いをしたいと思います。

それと、これは前回、自転車等駐車場のことで質問をしたときに、上北台駅の一時利用ですけれども、満車である日が多いため早急に実施をしていただきたいんですけども、実際に一時利用箇所ですけれども、あきと表示になっているんですけども、とめられないということが頻繁に起きてます。利用者の方が基本的にはきちんとロックしてないことが原因ということで、満車であるにもかかわらず、あきになってしまっていると。これに関しては、以前の答弁でも、管理人、巡回で対応するということでしたけれども、これに関しては、利用者に注意を促すような看板とか、自転車を入れる前面にまた張ったりとか、わかりやすく表示をするべきだと思うんですけども。

これはなぜかといいますと、私もこの先月、定期的に駐輪場を確認してるんですけども、平日のたまたま午前中、自転車整備センターの方とお話をしていたら、1台の自転車が来た。満車だった。でも、あきになっている。で、整備センターの方が、「じゃ、置いてってください」と。とりあえずあいてから入れるという状況が続いてます。実際に確認してみたら、ロックがされていない自転車が2台あった。そしてまた、その次にまた人が来て、またあふれる状態で隅に置かしてもらって、その利用者に関しては、一応入れておきますけれども、どこに駐車をするか、置いてあるかわかりませんけれども、入れておきますということで、皆様お出かけになったんですね。実際に帰ってきたときに、自分でとめたときにはわかると思うんですけども、帰ってきたときに場所がわからないと。特に夜とかですよ。当然、ライトはついておりますけれども、そういった意味ではやはりこれは困るのではないかなという、これは私は何回か遭遇をしております。

そういった意味では、注意を促すようなそういった看板等を設置をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、これに関してはいかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) この自転車を置いていくんですが、ロックしない方がいるってということで、私どもも運営事業者でございます自転車整備センターと協議をしまして、管理人の方には、こまめに巡回してきちんとロックがかかっているのかを確認をお願いしてございますが、やはりその合間の時間帯にそのようなことが発生する場面があることを確認してございます。看板等の設置につきましては、運営事業者と今後協議したいということで考えてございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、そんな経費はかからないと思いますので、ぜひ工夫をしてお願いをしたいと思います。

次に、案内板の設置ですけれども、ことしの3月に予算特別委員会でも、私も一般質問でもお話をさせていただきましたけれども、いまだに案内板が設置をされておりませんけれども、これに関してはどのような状況なのか、先ほど市長答弁にもございましたけれども、再度お伺いいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 案内板の設置につきましては、当初の予定では、平成30年度の上半期内に設置する計画で、担当課としては進めておりましたが、ここで一時利用箇所への変更を進めているところでございまして、案内板の設置もその内容が変わる可能性がございますため、進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 現在今上北台駅と玉川上水が一時利用のことで、これからまだ整備が必要だということですが、現在桜街道駅及び東大和市駅、武蔵大和駅は、現状、落ちついているのではないかと思いますけれども、この3駅について先行して設置はできないのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 案内板の作成につきましては、運営事業者でございます公益財団法人自転車駐車場整備センターで実施することとなる予定でございますが、入札等の関係から、東大和市駅を除く4駅を同時に発注するという事としておりまして、桜街道駅の案内板だけを先に設置していくことは難しいような状況でございます。なお、東大和市駅につきましては、西武鉄道に看板の設置をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） じゃ、各駅で整備された場合に設置をしていただくということですね。

なぜ、再度この話をするかという、各駅に行くと、特に、私が今まで何回か目にして見に来てるのは、上北台駅で自転車をとめて来た人が、どこにとめていいかわからなくてうろろうろしている。先日も50ccのバイクの方が、たまたまこれは東側ですか、東側からおりて、とめようと思ったんだけど、どこにとめていいかわからない。うろろうしてたら、たまたまシルバー人材センターの方がいて、案内をして連れていったということ、今まで何件か見てるんですね。そういった意味では、しっかりとこの駐輪場の整備を早目にしていただいて、案内板の設置を早急をお願いしたいと思います。

この項目については終わります。

続きまして、第3点目の交通安全対策についてでありますけれども、これに関しては、平成28年の第2回定例会でも取り上げましたけれども、都市計画道路3・5・20号線と市道第11号線に係る交差点についてです。

現在歩行者横断用の信号機のみで、市道第11号線からの車両信号機がありません。過去の議会答弁でも設置は難しいと聞いておりますけれども、車両用信号機の設置や3・5・20号線を縦断方向に横断する歩行者用信号機など、通常の信号形態をできるように改善の余地はないのか、また例外はないのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この交差点につきましては、3・5・20号線と東大和警察署を北に上ったところの変則な交差点でございます。市長答弁でもございましたが、3年前から現在の歩行者用信号機を交差点用の信号機に改良していただくよう、東大和警察署を通じまして東京都公安委員会に要請してございます。

つい先日も東大和警察署に確認をさせていただきましたが、市道第11号線から3・5・20号線を通過し、そのまま北へ向かう路線、こちらも市道第11号線になりますが、北へ向かう路線の道路の幅員が、有効幅員が4.35メートルと狭く、信号機を設置した場合に、停止車両と進入してくる車両とのすれ違いが困難でございます。この路線をどうにか改善しないと信号機の設置は困難であるとのことでございました。この路線を一方通行にするとか道路を拡幅しない限りは、設置できないのではないかと話でございました。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 再度になりますけれども、現在3・5・20号線の芋窪街道の接続した場合ですね。現在でも旧芋窪街道まで開通したときに通行量がふえていると思います。さらに、新芋窪街道まで開通すれば、現状はふえると確実に予想されますけれども、これに関して、信号機の設置は私は必要だと思いますけれども、これ例外的に、先ほども申しましたけれども、設置をできないものか再度伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在3・5・20号線の整備工事を行っておりまして、これが完了しますと、芋窪

街道3・3・30号線まで開通するようなこととなります。我々担当課としましても、ここが開通しますと交通量が多くなるのではないかと予想はしてございます。

そんな中で、以前、警視庁との協議でございしますが、3・5・20号線が3・3・30号線芋窪街道まで開通した後に、交通量を考慮した上で改めて検討するという回答をいただいておりますので、その検討を待ちたいということで考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどもほかの交差点で話しましたが、重大事故が起きてからは遅いと思いますので、これに関しては、開通したときにしっかり通行調査等も行っ、設置に向けた対応をぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、これは平成29年、昨年の第2回定例会でも取り上げました桜が丘4丁目と市道第707号線、旧芋窪街道の信号機のない交差点でありますけれども、市でも警察署に要請を提出をしているということですが、これ何度も接触事故が起きております。この交差点は、現状を踏まえて、警察署の見解は現状どのようになっているのか、市でわかる範囲でお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この交差点でございしますが、玉川上水方面から芋窪街道3・3・30号線を北へ上っていきますと、左に旧道に入る旧芋窪街道がございまして、そこ市道がぶつかる場所の交差点でございます。

こちらの交差点につきまして、東大和警察署では、都道芋窪街道の旧芋窪街道の一時停止をとまらないで進入してくる車両が多いということで、警察官による取り締まりを不定期ではございますが実施するなど、注意すべき交差点であることは認識しているとのことでございます。また、平成29年の5月に続けて3回の接触事故がございまして、また平成30年1月から現在までも、1件の接触事故があったということで確認してございます。この4件のうち3件が、都道を南から北に向かっている乗用車が一時停止や安全確認などを怠ったための事故でございまして、この南から進入してくる車両の取り締まりと、歩行者が南北方向に横断することの対応が必要であると認識しているとのことでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私もこの交差点はよく通りますけれども、やはり運転していてもかなり注意が必要です。かなり交通量も多くなってきてますし、近隣にはお店とコンビニとレストラン等もあって、かなり通行の人もふえております。そういった意味では、先ほど市長から答弁がありました歩行者用の信号機並びに横断歩道の設置について、公安委員会に要請をしているということですが、この2点について、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和警察署とつい最近も協議しておりますが、南北方向の横断歩道の設置は検討するとのことでございます。また、信号機についてでございますが、この信号機の要請につきましては、平成26年度に南西角のマンション住民の方から、交差点に横断歩道と信号機設置の要望書が市に提出されております。そのようなことから、交差点の安全対策を施してございしますが、警察署に対しましては、歩行者用信号機の設置要請を横断歩道とセットで要請しているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

横断歩道の設置条件についてお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 横断歩道の設置条件ということでございますが、横断歩道は歩行者、車両の交通量や道路幅員、交通環境等に応じて種類を決定した上で、警視庁の横断歩道に関する設置基準に基づいて設置しているとのことでございます。横断歩道の規制目的は、歩行者の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩道の安全を確保すると規定されてございます。

設置条件としましての対象道路でございますが、1点目は信号機が設置されている交差点、2点目が信号機が設置されていない交差点としまして、原則として車道幅員がおおむね5メートル以上で交通量及び横断歩道が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所、また沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所、駅・学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所のいずれかに該当する場所に設置するものとなっております。ほかにも細かい規定が多くございますが、全てを説明することはできませんが、留意事項の一つとしまして、横断歩道の間隔は市街地におきましてはおおむね200メートル以上、非市街地におきましてはおおむね300メートル以上とする、ただし、通学・通園児、高齢者、身体障害者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所においては、設置間隔を短縮することができるという規定がございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今横断歩道の設置基準ですけれども、この交差点に関しては、交通量及び横断歩行者が多いので、歩行者の安全性を確保する必要がある場所という条件に、これは当てはまるんじゃないかと思えます。実際に自動車や歩行者の安全性を確保する意味から、これに関しては早期に実施していただけるよう、市からも警察署に強い働きかけをお願いをしたいと思います。

続いて、この横断歩道の設置とともに、「とまれ」の大型標識で、周りが明るく点滅する標識ですけれども、これについては設置はできないのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この「とまれ」の大型標識で、周りが赤く点滅する標識でございますが、東大和警察署と協議をしました。一時停止標識で発光式を設置することについては検討するとのことございました。ただし、設置できるかできないかにつきましては、先ほどの横断歩道の設置の件も含めまして、検討にちょっと時間を要するということでございます。

東大和警察署におきましては、この交差点については何らかの対応が必要であるとの考えは持っていることは、市としても認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひこの横断歩道、信号を含めて、ランプを含めて、強く要望していただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に提案がございまして、さまざま路面標識があります。かなり事故が多いところで新しい標識が、今奇抜な標識がふえてます。

川崎市の幸区ですけれども、これは幸区の道路公園センターに直接お話を伺いをさせていただきましたけれども、この幸区では、2017年に起きた自転車と車の死亡事故を受けて、警察と協議をした上で、道路標識に注意喚起のための大きな「あ」に、小さな「つ」で、注意喚起の通称びっくりマーク、大きな文字で書かれたのを500メートルに9カ所設置、これ抑止力に努めているということで、ことしの2月から3月に設置をしております。また福岡県、福岡では幾つかあるんですけども、吉富町というところですけども、この数年、2013年、全国で通学中の児童が車に突っ込む事故、これはニュースでも報道されておりますけども、これはそこでは起きていないんですけども、起こってることを受けて、教育委員会と警察から対策を依頼され、「あ、危

ねー!」、あと「飛び出す!」、あと「ゆっくり!」。あとは、福岡市では、「あっ!あぶない!」っていう赤で、交差点の前で、これはかなりの注意の抑止力になってるという、こういう、これに関しては、特に規定がないというのを聞いておりますけれども、当市でもやはり事故が多い、でも実際にはなかなか信号機もつかない。そういう、先ほど言いました箇所704号線と705号線の交差点、芋窪の五差路の3・5・20号線と市道11号線、そういう事故が起りやすい、起きているところにそういった標識を設置してはいかがかと思っておりますけれども、これについてお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 私もちよっと初めて聞いた標識、標示のことなので、その辺のところは今まで設置したことがないことから、東大和警察署と協議しまして、可能かどうか確認していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 事故というのは、「とまれ」とか「注意」とかっていうのは、もうどちらかというとなんて見なれてしまってる。だから、そういった意味で、強烈なインパクトのあるというのは、すごい大事ではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4番目の空き家の実態調査と適正管理についてであります。

この空き家と空き家の店舗に関しては、過去3回質問しておりますけれども、また同僚議員からも質問しております。

今回再度取り上げたのは、市内の地域を訪問する中で、空き家が以前にも増してふえていて感じています。また、空き家がある周辺の住民が危険性を感じ、不安を抱いている、この2点です。

実態把握をすることで、必要性を感じているという答弁でありましたけれども、また以前の答弁で、低コストで行える研究を進めているということでしたけれども、その後の進捗状況、具体的にどのようにしていく考えなのかお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 従前から御答弁させていただいております空き家の実態調査の関係でございますけれども、低コストで業務遂行について研究を進めてというお話をさせていただいております、現在もその方向で研究を進めておりますけれども、一方、空き家の不適正管理につきましては、防災・防犯、それから環境とか景観、そういった多岐にわたる課題がありますことから、今現在その研究を含めて、今後の利活用のあり方も含めて検討していく必要があるということで、関係する課と連携をとりながら、どういうふうに進めていくかということについて、体制も含めて今調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 関係部署と対応を協議しということですが、特にことしの台風は御存じのように、強風で樹木の倒壊とか看板、屋根などの破損被害がありました。

空き家というのは、老朽化が進んで危険性もはらんでおりますので、具体的に進める、もうときが来ると思うんじゃないかと思うんですね。

先ほど、関係部署との調整を進めながら対応を検討しているということですが、これは実施の見通し、時期についてはどうなのか、これについてお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 実施の時期につきましては、今現在はお伝えすることはできませんが、なるべく早目に対応できるように詰めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) なるべく早目によろしくお願ひしたいと思います。

他市の状況についてですけれども、これについて、以前も御答弁いただきましたけど、現状の状況についてお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 空き家の実態調査についての実施状況についてでございますけれども、多摩26市でいいますと、未実施の市は東大和市と稲城市の2市でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 前回と変わってないで、26市、24市ということですけども、この流れですけども、これ平成25年のときには、26市中12市だったんです。平成28年になると14市、28年以降、これもう24市になってる。ということは、この空き家対策について非常に重要視してるということがうかがえます。そういった意味でも、ぜひ早急に取り組むことを強く望みたいと思います。

それとともに、2番目の空き家の活用について、市の認識についてでありますけども、空き家の実態調査とあわせて検討するという御答弁でした。これに関しては、今まで空き家の活用について検討はされたことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 具体的な検討までには至っておりません。基本的に空き家は個人の所有物でございますので、所有者の意向を前提に、その対応について十分な相談、調整が必要ということになりますことから、基本的には、この実態調査をして現状を把握して、その上で利活用できるものや適正管理するものというふうに腑分けをしながら対応していくということで考えてございますので、現時点では、まずは実態調査してからというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

この空き家の利活用に関しては、都内がかなり進んでいるんですね。例えば江戸川区では、所有者と活用先のマッチングで、高齢者から子供が集える交流の場とか、子供食堂とか、子育て世代の方が集える場、また定住化促進に向けた住居の提供など、さまざま取り組んでおります。ぜひとも、実態調査とともに取り組みを強化をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、たばこなどのポイ捨てについてお伺いをしたいと思います。

この①番のモノレール周辺のポイ捨ての状況を、市はどのように認識しているかということですけども、どの駅でもマナーを守らないポイ捨てがあることを認識しているということですけども、これに関しては、喫煙者のマナーや対策を強化をしていかなければいけないなと思います。

実際に喫煙者は減少しておりますけども、たばこによる火災が現実問題ふえているというのが現状であります。壇上でも述べましたけれども、玉川上水駅前の広場の喫煙所、喫煙所なのにポイ捨てが多い。たばこ、空き缶、ペットボトル。またこれはモノレール駅、先ほどモノレール駅周辺と言いましたけども、特に、このモノレールの職員にお話を聞いたところ、モノレールで一番たばこのポイ捨てが多い駅は桜街道駅だと言っておりました。あそこは喫煙所はないからかどうか分かりませんが、特に桜街道駅の西側に多いと。また、上北台駅の西側、北多摩西部消防署等の裏通り。特にやっぱり気になるのは、壇上でも述べましたけれども、植栽のところにポイ捨てが目立つ。これには火災にもなりかねないので、十分注意しないとイケないなと思います。

隣の武蔵村山市では、昨年10月、たばこの火消しが原因で、空き地の木製のくいに着火して出火をしている

と、そういう事故も起きています。そういった意味では強化をする必要があると思います。

そこで、それとともに、現状と対策についてでありますけれども、先ほど答弁でも市報やホームページの周知、行事などマナーアップの呼びかけ、各駅でのマナーアップキャンペーンということですが、このマナーアップキャンペーンの詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） マナーアップキャンペーンでございます。マナーアップキャンペーンにつきましては、東京都たばこ商業協同組合連合会東大和支部さんと合同で実施しております。毎年、東大和市駅で10月、玉川上水で3月ごろ実施しております、朝の7時半から8時半ごろも駅前でもマナーアップキャンペーンをしております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 具体的には、こういった内容でしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） のぼり旗を立てまして、マナーアップキャンペーンということですが、携帯用の灰皿をお配りしたり、御協力くださいというチラシを配り、それからたばこの吸い殻を拾って駅前をきれいにする、そのような形でやっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今まで市報やホームページ、行事でのマナーアップを呼びかけているということですが、それを含めて、効果についてはどのような認識を持っているのか伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 毎年、定期的には実施しているわけですが、効果のほうなんです、以前に比べて、やる前よりは、当然、職員みずから携帯灰皿、そちらのほうを渡すような形をとっておりますので、かなりマナーの向上は図られてると思っております。しかし、現状では、やはりまだポイ捨てというところでは、たばこの吸い殻を初め、空き缶、ペットボトル、そういったのもまだ駅周辺、見渡しますとなくなっていない状況であるというふうには認識しております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この総務省の調査ですけども、これは平成19年から28年までのたばこの火災についてですけども、これは7,495件、これは冬場にかけてやはり多くなると。壇上でも述べましたけども、秋から冬にかけて空気が乾燥して、樹木の葉が落ちて枯れ葉が堆積していること、また枯れ草にたばこを投げ捨てることについて、やっぱり投げ捨てがかなり多いんですね。無造作に捨てているというケース。そして火災に至ることが要因の一つに挙げられている調査が出ております。

このシルバーやボランティアの方の情報を集約して、ポイ捨て現場に注意喚起の看板、ステッカーなどについては、看板などを順次対応するということですが、これは玉川上水駅はなぜ多いのかって最近気がつきました。先日も環境課のほうにお話を伺いましたが、毎回毎回きれいにしたのに何で。看板を見ましたら、ポイ捨て禁止があるんですけど、看板が外側なんです。そんな簡単には変わらないと思いますけど。

やはり、喫煙者がいるところに、もうわかりやすい、もうこれは違反なんですよと、そういうと明確にするということが大事ではないかと思っておりますので、これに関しては早急をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） マナー向上に向けての、誘導するための看板や表示等につきましては、今後市内をいま一度点検した中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで幾つか対応に対しての提案があるんですけども、これは各自治体でもポイ捨てはかなり問題になっていてなかなか減らないという状況ですけども、この注意喚起の路面標示というのはいけませんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 一つの方策としては、今の議員のおっしゃった話もあるかというふうには考えております。しかし、路面となりますと、道路、公道というところになりますと、やはり道路管理者との調整、または場合によっては交通管理者との調整等が必要になってくるというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） なくなれば必要はないと思ひますけれども、やはり多発地帯に対しては検討もしていただきたいと思ひます。

各駅のポイ捨て防止のキャンペーンですけども、これは先ほど言ひました東大和市と玉川上水駅でしたけども、これはモノレールの対象の駅も含めて、武蔵大和も含めて、このキャンペーンは定期的に実施はできないでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 現在行つてますマナーアップキャンペーン、こちらのほうは、先ほど申し上げました東京都たばこ商業協同組合連合会東大和支部、こちらの協力も得て実施しておりますので、そういった関係者の協力を得た中で職員と協働でやっておりますので、そういうところにまた話を持ちかけた中で検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひお願ひしたい。実際になくなればする必要はない。ないわけで、そういった意味では、定期的にモノレール周辺の駅でもお願ひをしたいと思います。

また、これは小平市で行つてゐる犬のふん撲滅のイエローチョーク作戦って御存じだと思ひますけれども、これはたばこポイ捨て撲滅イエローチョーク作戦で注意喚起を促すという、こういうことはできますか。

○環境部長（松本幹男君） 小平市さんのほうでイエローチョーク作戦ということで、飼ひ犬のふんの始末の関係でということ、そのマナーを向上させるための一つの手段として実施しているということでは聞いてはおります。小平市さんの状況によりますと、一定の効果、成果は上がつてゐるだろうというふうには聞いておるわけですが、たばこの吸ひ殻、または空き缶等のポイ捨て、それについてイエローチョーク作戦というのも一つの方法であろうかというふうには考えておりますが、ただ市内を見渡したときに、どうしてもたばこの吸ひ殻等のポイ捨てが、やはり人の多く集まる場所のほうに集中してしまうという現状がございますので、そうしますと、市の玄関口となります駅周辺、黄色く埋まってしまうという、そういう現状がございますので、そうはいっても何もやらないというわけには、この現在の状況下ではいけませんものから、他の方法で動機づけが働くような方策はないか、そちらのほうはきちんと検討はしてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 余りたばこを置いてあるところに黄色いチョークが、やはり景観も損なう部分があると思ひますけれども、なぜここまで言うかという、やはり多くなつてゐるなというのはすごい感じるんですね。そういった意味では、今そういうお話をさせていただきました。しっかり対策をお願ひしたいと思ひます。

このたばこなどのごみも含めて、ポイ捨ての他市の取り組みについてどのような状況になつてゐるのかお伺ひをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 他市の状況でございますが、26市中21市については何らかの形で条例等で規制を定

めているようでございます。規制のタイプとしては、21市のうち路上喫煙を規制しているのは16市でございます。その16市の中で、16市とも路上喫煙の規制は、市内全域ではなくて、駅前の一定エリアに限定していると。また、そのうち路上喫煙、歩きたばこ、ポイ捨てるの3つ全てを規制しているのが15市、路上喫煙、歩きたばこ、ポイ捨てるの3つを全て規制し、なおかつ罰則を定めているのが15市のうち9市と、こういうように認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 26市中21市ということで、これに関してもやはり注意が必要な認識は各自治体、あると思うんですけども、当市でも路上喫煙禁止、歩きたばこ禁止条例など、これに関して制定すべきではないと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 現在ことし6月ですか、東京都の受動喫煙防止条例が施行されてるという点もございます。また今後に向けて喫煙を取り巻く状況がいろいろと変わってくるという状況にございますので、特に都条例につきましても、細かい部分が年明けという形の中で徐々に段階的に施行され、最終的に2020年の4月から完全実施というふうに聞いております。

そういった中では、先ほど課長から申し上げましたように、何らかの形で条例を制定している21市があるわけですが、既存の条例を持つる市の中でも、今後都や国の動向を見据えた中では、見直し等も検討する市もあるというふうにも聞いております。そういった中で、当市は現在条例はないわけですが、ただ社会の今の状況を見ますと、やはりそういうマナーに呼びかけるというところでは、一定の限界がどうしてもあるということもございますので、今後につきましては、そういう情報の収集とあわせまして、都の条例の完全実施の間に、当市としましても、そこは前向きに考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） それに関しては、ストップさせるには、やはり継続して取り組まなければいけないなとつくづく思います。これは、全国でもポイ捨てるとか、たばこに対する対策があるんですけども、これは滋賀県のアンケートで、ポイ捨てるをなくすためにはどうしたらいいのかということで、ベスト3。喫煙所以外で喫煙しない、やっぱりマナーの啓発が一番なわけですね。続いて、規制される方に携帯灰皿を促して配布をしていく。それとあと、人通りの多い場所を限定して喫煙禁止を条例化すると。この3つがやはりアンケートによって、この3つをすることによって改善していくのではないかと、そういう実例も出ておりますので、これは条例も含めてしっかりと進めていただきたいと思います。

私、東大和を元気にしたいと思っておりますし、東大和をきれいにしたいと思っておりますし、東大和は住みやすいなと思っていただけるようによろしく願いをしたいと思っております。

続きまして、6番目の最後になりますけども、コミュニティタクシーの状況についてであります。

①の芋窪、この地域についての試行運転に向けた進捗状況ですけども、市長の御答弁では、ルートの設定及び停留所設置の検討に時間を要しているということですけども、この近隣の地域住民に関しては、アンケート調査はもう2年前ですか、に行いましたけども、結果はどうだったのか、状況を知りたいということをよくお聞きします。このアンケートに関して、市の認識はいかがなんでしょう。また、この結果はどうだったのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 芋窪地域につきましては、アンケートを平成30年の2月に行っております。2月から3月にかけてですね。それで、現在役員会等を通じて報告書の案をまとめた段階でして、この後、全

体会でメンバーの方に諮って報告書としてまとめるという段階でございますので、今はその状況ですから、どのくらいの回答率があったかとか、その辺のことについての御説明にさせていただきたいと思えます。

配布世帯につきましては683世帯、回収数が、世帯で552世帯で、回収率は80.8%となっております。回答者の数でございますけれども、これは世帯に配りまして、対象を15歳以上の個人としておりますので、その世帯に複数お住まいの方についてはそれぞれで回答していただいているというようなやり方を行いました。これは湖畔地域についても同じでございます。回答総数につきましては、1,338人からいただいているというような内容でございます。

その中で、想定しているルートを示しまして、これの利用等について、またどういったところにふだんお出かけになるかといったようなことを聞いたのがアンケートの内容となっております、それに伴って一定の需要予測を、今後地域の方たちと検討しながら想定していきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、湖畔地域についてでございますが、湖畔地域では平成29年の8月に調査を実施しており、芋窪地域と同じように15歳以上の個人を対象にしております。配布世帯は740世帯、回収世帯数は277、回収率は37.4%となっております。ここにつきましても、想定したルートについて利用の意向があるかとか、基本的な情報といったものは、世帯が何世帯であるかだとか、年齢構成的なものは聞いてますけれども、それ以外に、今後需要予測を立てる上で必要となるような項目について回答していただいております。

こういったものを参考にいたしまして、今後ルートがはっきり決まったときに運行計画をつくり、事業計画をつくる際の利用の推計を立てたい。この辺については、今後地域の方たちとの協議の中で、事業計画等を定めますので、その参考に使い、なおかつ運行計画につきましては、東大和市の地域公共交通会議に諮り、協議をし、市のコミュニティバス等運行ガイドラインに沿った内容であるかどうかの検証を行いますので、そのときに地域での実態調査といったものはこういうふうにやっていますよというようなことで、報告するというふうに使うつもりでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今詳細はわかりました。

今回またこれを取り上げたのは、やはり近隣住民からアンケートをとったけど、今状況はどうなってるのか、期間がたってるけどもどうなってるのか、何もしないまま突然運行するのか、さまざまな意見をお聞きします。そういった意味では、当然不安も、本当に期待もすごい持っているわけですから、そういった意味では、今後先ほど言いました集約をした近隣住民の経過とか周知っていうのをやっていくということでもよろしいんでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 大分時間がたっているために、地域の方たちに御心配をいただいているというのは市のほうでも承知しておりますけれども、今木戸岡議員がおっしゃるように、一定の段階になりましたら、それはきちんと説明していく必要があるというふうに考えております。その方法についても、地域の検討会の方たちと御相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願ひしたいと思えます。

続いて、運行に向けた課題と今後の進め方についてですけれども、先ほど市長答弁でも、運転士の不足だとかさまざまな乗り越えなければならないハードルがかなりあると思えますけれども、このコミュニティタクシーに関しては、できれば平成30年試行運転を目指すというお話でしたけれども、試行運転の実施目安というのは、

決めておるのでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） この平成30年度内に試行運行を目指すといいますものは、やはり市の予算の措置のルールからいたしまして、実施計画にきちんと定めないとなかなかそういったものを進められないというようなことがございますので、目標として担当課としては持っております。ところが、ルートを決めたりとか、停留所等の安全確保を図っていく上で、非常に協議に時間を要してしまっておりますので、今のところ、やはりそのめどがたたないと、その先、具体的な検討がなかなかできない。運行計画、事業計画をきちんと定められない状況でございますので、その辺クリアしないと、今どこで試行運行をスタートさせたいというのがなかなか言えない状況ではございます。ただ、なるべく調整を早く行い、なるべく早く試行運行に着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） さまざまハードルが多いと思いますけれども、ぜひ、地域の皆さんの期待はすごく大きいので、ぜひ進捗ができるように、ぜひとも早期運行できるようによろしく願いをしたいと思えます。

今回さまざま、6項目について質問させていただきましたけれども、私自身もさまざま、市民との協力をしながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

御答弁どうもありがとうございました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時 2分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

[9番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、3つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は公園についてです。

市内の公園については、多くの市民の方がさまざまな御意見、御要望を持っている状況であることは市も把握し、改善が必要だということは認識されていることと思います。

そのような中、平成28年10月には、市長と語ろう会、タウンミーティングが、特色ある公園をテーマに開催されました。この会議は、さまざまな年代の多くの市民の方が参加し、活発に意見交換が行われ、その様子からは、公園に対する市民の期待の高さを実感する会となっていたと思います。さらに、市では、公園のさまざまな施設の老朽化に対応するため、公園施設長寿命化計画を策定していますが、このような公園に対する施策の進捗が私たちには伝わってこないのが現状です。

そこで、市の公園に対する考え方と取り組みについてお聞きしたく、このテーマを取り上げさせていただきます。そこで以下、お尋ねします。

- ①公園の役割、効果に対する市の認識は。
 - ②市内公園の現状と課題は。
 - ③特色ある公園整備基本方針と公園施設長寿命化計画について。
 - ア、この方針と計画の関連性について。
 - イ、公園の整備の進捗について。
- そして、④として、今後の取り組みについてお聞かせください。

2つ目のテーマは、学校給食センターについてです。

学校給食センター建設については、その事業費の大きさ並びに調理業務を民間に委託するという新たな取り組みの導入により、これまでもさまざまな角度から、私を含め多くの議員が一般質問で取り上げてきました。新たな学校給食センター稼働前は、さまざまな場面で稼働後の効果などについて市から説明がありましたが、稼働後の様子や効果などについて総合的に聞きする場がなかったため、以下、お尋ねします。

- ア、調理業務を委託に変更したが、導入前に期待していたことと比較した場合、現状はどのようなものか。
 - イ、学校給食センター稼働で改善並びに実現した点に対する市民の評価をどう捉えているか。
 - ウ、災害時の炊き出し機能の訓練などの状況は。
 - エ、給食費、食育その他の点において都内全体並びに近隣市の中での当市の学校給食の位置づけについての市の認識は。
- そして、オとして、現状の課題とそれら課題改善の効果に対する認識についてお聞かせください。

3つ目のテーマは、学校教育についてです。

現在東大和市は、日本一子育てしやすいまちづくりに向け、さまざまな施策を展開し、その効果は少しずつ出ている状況であると認識しているところですが、今までは主に学齢前の保育や育児に対する施策が多かったように感じています。また、市は子育て世代の方に東大和市を選んでいただき、住み続けていただけるようブランドプロモーションを展開しています。

子育て世代の方の大きな関心事の1つには、学校教育の充実があると思いますが、残念ながら、平成29年度の市民意識調査の結果では、学校教育の満足度はいまだに低い状況です。

義務教育は指導要領にのっとり、どの自治体でも基本的には同じ内容で行われていますが、やはり自治体の考え方により、その予算規模や取り組み方には差があるのが現状です。東大和市の学校もさまざまな努力や工夫により前進、向上していると思いますが、学校教育の充実は東大和市の施策の中でも重要だと考え、今回はこのテーマを取り上げました。

- ①市民意識調査の結果の背景についてどう分析しているのか。
 - ②現状について。
 - ア、児童・生徒1人当たりの教育費について。
 - イ、都内並びに近隣他市の取り組みと比較し、東大和市が先行している点とおくれている点について。
- そして、ウとして、学校教育の充実による効果に対する市の認識についてお聞かせください。

今回取り上げた学校給食並びに学校教育については、市の内部での評価はさまざまあると思いますが、一方で、選ばれる市を目指す東大和市としては、都内や近隣他市との比較といった外部と比較してどうかという俯

瞰的な視点による客観的な評価も、今後の施策展開には必要だと思っておりますので、そのような視点で東大和市の現状を確認できればと思っております。

以上、この場での質問はここで終了させていただき、再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔9 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公園の役割、効果に対する市の認識についてであります。公園には、余暇活動を通じて市民生活に潤いや安らぎをもたらす役割、また避難場所や火災の延焼を防止する等の災害防止の役割、また騒音や空気の汚れを防ぐ効果等を持つとされております。また、最近では、公園管理に関する市民協働を契機として、公園を中心とした近隣住民のコミュニティー再構築の場としても注目を浴びつつあると認識しております。

次に、市内公園の現状と課題についてであります。市内には現在公園が96カ所、こども広場が18カ所、合計114カ所が整備されております。課題としましては、公園施設の維持管理が発生対応になっていることが挙げられます。

次に、特色ある公園整備基本方針と公園施設長寿命化計画の関連性についてであります。平成28年3月に作成いたしました東大和市特色ある公園整備基本方針につきましては、既存公園の中から幾つかを選定し、特色を持たせた公園に変えていこうとする方針であります。また、平成26年3月に作成いたしました東大和市公園施設長寿命化計画につきましては、公園施設の老朽化に対応するため、国の交付金を活用し、更新、整備費用の平準化を図る計画であります。

次に、公園の整備の進捗についてであります。東大和市特色ある公園整備基本方針に基づく事業につきましては、教育関係、福祉関係、緑地関係等の団体から選出していただいた方及び公募市民による東大和市特色ある公園懇談会を設置しておりますが、一定の結論には至っていないところであります。また、東大和市公園施設長寿命化計画に基づく公園の整備につきましては、平成28年度から着手し、現在東大和市立狭山緑地及び上仲原公園の施設を更新、整備しているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。特色ある公園の整備につきましては、引き続き東大和市特色ある公園懇談会を開催し、御意見等をいただきながら実施してまいります。また、公園施設の老朽化につきましては、東大和市公園施設長寿命化計画に基づき財源確保を図り、計画的に施設の更新、整備を実施してまいります。

次に、学校給食センターにおける調理配膳業務委託の現状についてであります。調理配膳業務を委託したことに伴い、民間事業者の実績やノウハウが業務に生かされるとともに、栄養士の業務の効率化にも成果が見られております。これらは、計画の段階でも民間委託により期待できる点として捉えておりましたが、成果があったものと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校給食センターが稼働したことによる市民の評価についてであります。現在学校給食センターにおきましては、市民や保護者等を対象とした見学試食会を実施しております。その際にアンケート調査を実施しておりますが、評価は良好であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、災害時の炊き出し機能の訓練についてであります。日ごろより調理場内のプロパンガス窯など調理器具の使用方の確認等を実施し、災害時における炊き出し機能を活用できるよう備えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校給食における給食費、食育、その他の点における当市の位置づけについてであります。給食費につきましては、他市と比較しても単価が低いものと認識しております。また、食育につきましては、学校給食センターの稼働に伴い、市内小学校による学校給食センターの見学や学校と栄養士の連携による食育の取り組みも行われており、食に関心を持ち、望ましい食習慣を身につける取り組みが進んでいるものと認識しております。その他、全体につきましては、最新の衛生管理や手づくりを中心とした献立など、他市と比較いたしましても充実しているものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、学校給食における課題とその効果についてであります。さらなる食育の推進と残菜率を減らすことが課題であると考えております。正しい食事の姿勢を学び、育ち盛りの子供たちが必要な栄養価を摂取することにより、子供たちの健全な育成につながるものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育に関する市民意識調査の結果の背景についてであります。学校教育の充実に関する設問において、肯定的評価の割合が平成28年度と比べて向上しており、これまでの取り組みが市民に浸透してきているものと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育の現状についてであります。児童・生徒1人当たりの教育費につきましては、限られた財源の中からではありますが、日本一子育てしやすいまちづくりの実現に向け、教育予算の配当に努めております。

次に、都内並びに近隣他市の取り組みとの比較につきましては、学校への人的配置を重視していることが挙げられます。一方、ICT環境の整備につきましては、一層の促進が必要であると考えております。

次に、学校教育の充実による効果につきましては、校長のリーダーシップにより学校が地域や保護者と一体となって多様な教育活動を展開してきていると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校給食センターにおける調理配膳業務委託の現状についてであります。委託前と比較いたしますと、民間事業者の実績やノウハウが生かされ、給食調理の向上及び効率性が図られたことや、衛生面のさらなる徹底が図られたことが挙げられます。また、栄養士が調理員への直接の指導を行わなくなったことに伴い、食育指導など、他の業務により多くの時間を充てることが可能となってきております。これらは導入前より期待していた点であり、それらに対する成果があったものと捉えております。

次に、学校給食センターが稼働したことによる評価についてであります。現在学校給食センターにおきましては、市民や保護者を対象とした見学試食会を実施しております。今年度も約350名の皆様にお越しいただいたところであり、その際のアンケートの中で、新しいシステムが導入されていて、衛生面の徹底、動線ルートもしっかり管理されていた、食器も個別になってとても食べやすくなった、手づくりも多くおいしかったといった意見が多く寄せられております。衛生面の改善、調理方法の工夫などに一定の評価をいただいていると認識しております。

次に、災害時の炊き出し機能の訓練についてであります。学校給食センターの職員におきましては、日ごろより施設内の各種設備や調理場内のプロパンガス窯の使用方法的確認等を行っております。また、災害時には市職員のほか、調理配膳業務委託業者も参集し、共同で炊き出しを実施することになっておりますことから、今後も災害時の役割分担や対応等について、市職員と事業者間において確認が必要であると認識しております。

次に、学校給食における給食費、食育、その他の点における当市の位置づけについてであります。給食費につきましては、1食単価で小学校低学年と中学年において26市中25番目、小学校高学年と中学校が22番目となっており、一番高い自治体とは1食当たり50円程度の差があり、他市との比較として単価が低いものと認識しております。また、平成29年度は、給食センター稼働に伴い栄養士による食育回数が減少したものの、平成30年度は回数が増加しているとともに、新たな取り組みに着手しております。

食育の取り組みにつきましては、単独校方式や共同調理場方式など諸条件の違いにより、一概には他市と比較はできませんが、順調に取り組んでいるものと認識しております。

その他の点につきましては、最新の学校給食衛生管理基準に基づく調理施設やドライシステムでの運用、手づくりを中心とした献立、行事食、郷土料理や各国の料理など、他市と比較いたしましても充実しているものと認識しております。引き続き、他市の取り組みも参考としながら、学校給食のさらなる充実を図ってまいります。

次に、学校給食における課題とその効果についてであります。地場野菜や個々食器を活用した食育の充実や残菜率の減少などが課題であると考えております。学校給食センターは、児童・生徒の成長に必要な栄養価を考慮した献立を作成し、子供たちが残さず食べる給食を提供することに取り組む、学校におきましては、正しい食事の姿勢や食事の大切さなどの指導を引き続き行ってまいります。これらの取り組みにより、児童・生徒の食を大切にすることを育て、豊かな人間性を育み、健やかな身体を育てるものと認識しております。

次に、学校教育に関する市民意識調査の結果の背景についてであります。学校教育の充実に関する設問では、平成28年度と比較して、満足度が4.9ポイント、加重平均満足度が0.35ポイント向上しております。これまで学校では、児童・生徒の実態を踏まえた多様な教育活動に取り組んでおり、それらの様子や教育活動の狙いなどについて、各学校のホームページや学校だより、学校公開など、さまざまな機会を捉えて情報発信に努めております。また、児童・生徒にかかわる事案について、小さな事柄でも保護者等との丁寧な連携を図っているところであります。

さらに、教育委員会におきましても、教育の日東やまと、いじめ防止シンポジウム、けやきジュニア音楽祭、連合書き初め展など、さまざまな取り組みを実施しております。これらの取り組みは、児童・生徒、地域、保護者、学校がともに東大和市の教育について考えたり、児童・生徒の活躍の姿を共有したりする貴重な機会となっております。このような学校、教育委員会での取り組みを通して、市民皆様の学校教育に関する理解が少しずつ深まってきているものと捉えております。

次に、学校教育の状況としまして、児童・生徒1人当たりの教育費についてであります。確定値ではありませんが、東京都の調査に平成29年度の当市の教育費として報告している額としましては、小学校で児童1人当たり約26万8,000円、中学校では生徒1人当たり約30万5,000円となっております。

次に、都内並びに近隣他市の取り組みとの比較についてであります。少人数学習指導員、学習支援員、ティームティーチャー、スクールカウンセラー、学校図書館指導員など、市独自の人的配置は近隣他市と比較しても遜色のないものと認識しております。一方、学習者及び指導者用コンピューターや実物投影装置の配備、

校務支援システムの整備など、学校におけるICT環境につきましては、今後重要な課題の1つであると認識しております。

次に、学校教育の充実による効果についてであります。各学校では校長のリーダーシップが発揮され、保護者や地域との連携を図りながら、学校が一体となって教育活動を展開していることが大きな成果であると認識しております。各学校では、校長の示す経営方針のもと、学習面での取り組み、授業規律や生活規律への取り組み、多様な体験活動や異学年交流など、工夫された特色ある教育活動が一層展開されるようになってきております。また、学校からの積極的な情報発信等により、学校と保護者、地域との連携が進んでおります。特に、平成30年度はコミュニティスクールが設置され、地域と学校が協働した教育活動等を展開するなど、地域全体で児童・生徒を育てていく機運が高まっているものと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1つ目の公園についてですけれども、市長答弁では、さまざま公園の役割や効果について述べていただきました。その中の火災の延焼を防止するという点については、公園をどこに配置するかといった点が非常に大きなポイントとなると思いますが、一方で、余暇活動を通じて市民生活に潤いや安らぎをもたらす、それから避難所としての役割という点では、そこにあるどういう施設がということが関係すると思いますし、住民のコミュニティー再構築の場という点においては、既存の公園の設備や環境、特に安らぎ、コミュニティーの再構築という点において、行きたくなる場所、安らげる場所、人が集う場所ということで、今ある公園の環境設備の向上という点が重要になってくると思います。

また、市長答弁では課題についても述べていただきましたが、述べていただいた課題は、維持管理が発生対応、何かぐあいが悪くなってから対応するという点になっているという点のみ挙げられておまして、この行きたくなる場所、安らげる場所、人が集う場所という点についての課題について触れられていませんでしたが、そういった課題は現状ないのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 確かに今議員がおっしゃるように、既存の公園につきましても行きたくなる場所、安らげる場所、人が集う場所という、こういうような視点も重要であり、その点も課題でございます。現状、維持管理の発生対応に追われまして、なかなかそこまで検討する余裕を持ってないまま来ているというのが実態でございますが、今後公園整備に当たりましては、御指摘の点を踏まえるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） さまざまな課題においてコミュニティーということがキーワードになって、1つの解決の方策ということで取り上げられていると思います。ほかのテーマの一般質問などでもたびたび耳にすることですけれども。

ことしの1月にイギリスで孤独担当大臣というポストが新設されたことが話題になったことは、皆さんも御存じだと思います。この政策についての効果についてはまだ不明な点も多いということが言われてますけれども、この孤独担当大臣というポジションをつくった背景としては、イギリスのほうで調査を行い、孤独が人の肉体的、精神的健康を損なう、ひいては国としての損失が大きいということで、新たに設けられたということです。

調査の中では、高齢者、障害者、子供、そして子育て中の人などがどのような孤独を感じているかということと調べられまして、非常に高い確率で孤独というものを感じている方が多かったということで、その対応として設けられたポジションのようですが、このニュースを受けて、このイギリスの状況は日本でも同じではないかというようなところが言われているところです。

このイギリスの孤独対策、コミュニティー再構築の1つの方策として取り組まれているのがまさしく公園でして、ポケットパークというものを地域の中にちょこちょこつくって、気軽に、いわゆる昔の井戸端会議的なことができるような公園をつくっていくということが、国策として1つ取り上げられているというような状況になっているようです。

こういった点を踏まえても、公園の持つ意義は今まで以上に高まっていると思いますが、今後この公園整備において、行きたくなる、集いたくなる場所にしていくことで、東大和市としてどのような課題解決につながっていくというふうに考えているのか、その点についての御認識をお伺いします。

○環境課長（宮鍋和志君） 確かにイギリスの状況は日本でも似ている部分があると思われまます。高齢者や障害をお持ちの方が集う施設も足りないと言われております。また、子育て中の保護者が集う場所も限られ、どうしたらいいのか、1人で子育てに悩む方もおられると聞いております。高齢者や障害をお持ちの方を初めまして、子育て中の保護者の方にとっても公園に行きたくなる、集いたくなるような魅力ある場所に整備することができれば、日本一子育てしやすいまちづくりを目指している本市にとっても、より若い世代を呼び込める魅力となるものと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） いろいろな悩みや孤独を持ってらっしゃる方が、いわゆるそういった専門機関に行くところになると、ちょっと敷居が高いという部分もあるかもしれませんが、近所に行って気軽にそこで同じような境遇、もしくは悩みを持ってる人と出会う機会があるというような1つの場所としての公園というのは、非常に有効ではないのかなというふうに思うところです。

それで、壇上でも述べましたけれども、平成28年の10月に「特色ある公園」をテーマに開催された市長と語る会、タウンミーティングの内容について、改めて確認させていただきたいんですが、私もいろいろな機会ですタウンミーティング、参加させていただいてますが、このテーマのときは、非常にほかのテーマのときよりも参加者の方が多くて、年代も幅が広がったなという、いい会だったなという印象があるんですけども、この参加者や人数、年代についてはどのようなものだったのか教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 平成28年10月に実施いたしました、「特色ある公園」をテーマにいたしましたタウンミーティングでございますが、平成28年10月26日と29日の2回にわたり実施しております。参加人数につきましては、1回目が15人、2回目が33人で行いました。参加者の年代の正確な記録はございませんが、他のテーマより幅広い年代の参加をいただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 非常にいろんな年代の方が参加していただいて、多かったということは市のほうも認識されているようですけれども、ここではさまざまな意見が出ていたと思いますが、その意見の概要というか、幾つかポイントというものを記録されてると思うので、その点を教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） タウンミーティングにおける公園に関する御意見でございます。例えば遊具の整備や樹木、雑草等の維持管理に対する御要望、またトイレ、駐輪場、花壇などの整備の御要望がございました。

それらのほかには、特色ある公園につきましては、何かきらっとするような、みんなの目の引くような公園が欲しい、そういうような御意見。そのためには、地域の人たちが維持管理に協力する気持ちになるようなものにする必要があるという御意見。それから、公園整備を利用して若い人たちに多く住んでもらえるようなまちづくりをすべきだという御意見。また、狭山丘陵や多摩湖などを生かして、まち全体を公園のようにすることを目指すべきだ、そのような御意見がございました。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） それらの意見に対する市の対応、その後、どのようなことをされたのか。また、御認識について伺います。

○環境部長（松本幹男君） 今課長のほうからございました重立った意見、こちらの中で公園の施設の整備につきましては、当市の場合、設置から経過年数が相当たっているという状況でございます。そういったものが多いことから、かなり老朽化が目立っているという状況でございます。こちらにつきましては、公園施設の長寿命化計画、こちらに基づき、徐々にではございますが、整備、更新等に努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、除草ですとか花壇の整備、こちらにつきましても引き続き、市としても努力はしてまいります。ただ私ども市だけの力では、どうしてもなかなか大きく改善ができないという点がございますので、そちらにつきましては、より多くの地域の皆さんが、私ども行政と一緒に地域をきれいに管理していただけるような、そういう環境の体制を今後は考えていきたいというふうに考えております。

また、公園等の子育てに資する資源の環境整備、こちらにつきましては、東大和が目指しております日本一子育てしやすいまちづくり、こちらにとりましても重要な部分でございますので、若い世代が他市から転入していただけるようなまちづくりにつなげていける、そういう公園づくりにも努めていきたいというふうに考えております。

最後に、狭山丘陵や多摩湖などを活用すべきというところの御意見でございますが、こちらにつきましては、自然を活用した魅力あるまちづくりを当市は進めることができるというメリットがございますので、その点を貴重な意見として、今後の市内の公園整備に、こちらについても取り組ませていただきたいというふうに考えております。

あと、済みません、質問に対する答弁は以上でございますが、先ほど和地議員の質問とのやりとりの中で、課長のほうの答弁の中で、障害を持つという発言があったんですが、そこにつきましては、大変恐縮ですが、障害があるという形で訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○9番（和地仁美君） いろいろと出た御意見については、有効であるという認識で、これからそれをどう生かすかというような御答弁だったと思っております。

先ほど公園の効果について、人が集うという点を挙げたと思っておりますけれども、それは何もそこで遊んだりお話をするだけではなくて、人が集まるということは、どうやって公園を一緒に維持していったり、いいものにしていくかという協働という点でも可能だというふうに考えます。

特色ある公園、このタウンミーティングで非常にすばらしいパワーポイントですね。いい公園が、夢のあるような、皆さん参加者の方の顔がだんだんきらきらしてくるような内容をプレゼンしていただいたことを記憶しておりますが、その中でガーデニングが楽しめる公園といったような趣旨のものが企画されてたと思っております。

あくまで案ということでしたが、専門家の方に来ていただいて、種から一緒に植物を育てて、それで一緒に、そこに参加されている市民の方と一緒に公園にお花を植樹するというものが、1つの案という形で示されてたと思いますが、たしか先日、ほかのテーマで私が一般質問をさせていただいたときに、ごみ対策課では、この夏、市民の方と生ごみをたい肥化するというんですかね、その取り組みを小さく市役所の駐車場のそばでやってみようというお話があって、そこでこしやっとならぬかと。それで、一部苗を職員の方がプランターを市役所の前のところに植えて、非常に華やかなプランターがこし夏の夏、暑かったにもかかわらずされていたなということがあったと思いますが、このようなごみ対策課でやってみる取り組み、公園のほうに波及していくような、そんなような考え、もしくは融合といったような考えはないのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） こし試行で、種から職員が苗に育てていくというところで、本当にどこまでできるのかということを確認することもございまして、時期的にはこし春から5月にかけて、特にちょっと手を入れてみたというのがございます。実際、かなりの苗が無事にできたというのがございましたので、ただいま御紹介がありましたように、市役所敷地内の花壇に植えさせていただくということで対応したり、それ以上に増して苗ができたというのがございますので、そちらについては、今なるべく市内を花いっぱい埋められるようにということで、ボランティアさんを募集するための講座をやっておりますので、そちらの参加者の方々に、かなり余った苗がございましたので、それを配布したというところでございます。

おかげさまで、持ち帰っていただいた市民の方々がそれぞれの地域にお住まいのところで苗を植えてくれているというのがございます。具体的には、仲原の緑地であったりとか、向原にございます公園であったり、桜が丘、南街の公園であったりということで、点在はしてはいるんですが、そういった形につなげることができたというのが、今年度のある意味成果でございます。

やはり先ほど申し上げましたように、公園の今後の維持管理っていうところでは、やはりお近くに住まわれる方がその公園に愛着を持っていただけると、そういったところを私たち職員が動くことで市民の方の協力を得るっていうところのきっかけには大変役に立つんだろうというふうに思っておりますので、今年度はごみ対策課で生ごみという視点も含めて実施したわけでございますが、今後におきましては、環境課のほうでも、ボランティアさんの育成事業が第1年目というのが今年度終了いたしますので、次年度に向けて、そこをまた磨きをかけて、最終的には部を挙げてできればという、そのような考えで、今後の公園の維持管理に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） ごみ対策課のほうで一定の成果が出たということで、この場合、公園も同じ部内ですので、連携もしやすいと思いますので、ぜひ公園というところにまで今の取り組みが波及していくといいんじゃないかなというふうに期待しております。

また、先日の10月3日には中央公民館ホールで市長と語り合おう会、タウンミーティングが、今度は「子育てしやすいまちづくり」というテーマで開催されておりました。この日は、「かるがも」ミニ運動会というものも同時開催されておりましたので、多くの子育て世代の方が、小さいお子さんとお母様、中にはお父様といったいろんな方が、非常に多くの方が参加されていたいいタウンミーティングだったなというふうに思いました。

そのタウンミーティングの際に配布されたプリントが、かわいいカラーのものでしたが、出張かるがもひろばやイベントにおいて、こんな声が聞こえてきたよということで、多くの子育て世代の方のニーズが書かれていたプリントで、私も目を通しました。

あったらいいなというところで大きく取り上げられていたのは、公園に対するニーズというものでした。これは、部は違ったとしても、市としてつくっているプリントなので、これは子育て支援部が環境部にニーズをそれとなく伝えているのか、それとも2つの部が協力して、これ公園進めようよってという形でつくったのかわって、どういうあれなのかなと思いついて見ているんですが、子育て世代の方の公園に対するニーズについては、部署間ではどのように共有して、市としてそれをどのように計画や施策に反映させているのかの点について教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 平成30年10月3日に中央公民館で開催されましたタウンミーティングにつきましては、「子育てしやすいまちづくり」をテーマに、子育て支援部が実施しております。当日は、遊具に関する御要望、公園の禁煙化の御要望、それから市内の公園を360度見渡せるようなアプリの提案等、そのような提案をいただいた旨、連絡を受けております。これらの情報につきましては、子育て支援部及び環境部において共有するとともに、東大和市特色ある公園懇談会、そちらにも情報提供して、今後の施策の検討の材料としてまいりますと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 非常に前向きな御答弁をいっぱいいただいているんですが、全て過去から今までの時間の間、多少時間がありましたので、何点か「しています」という、そういう答弁が聞きたいところで、「してまいります」ではなくて「しています」という答弁が聞きたいところなんです。

東大和市は日本一子育てしやすいまちを目指しておりますが、この公園の整備は大きな要素だというふうに思います。これは子育てということだけの点ではなく、先ほど申しましたいわゆるコミュニティーの再構築であったり、それから健康寿命の延長であったり、それから孤独対策、今度実施計画には自殺対策の計画などもつくるといことで、そういったものにも少なからず影響のある1つの取り組みだと思っておりますけれども、市長答弁では、このような点を公園の役割や効果には挙げられませんでした。

公園は、日本一子育てしやすいまちの実現や、今進めているブランドプロモーションの目標の住みたいまち、住み続けたいまちの実現に大きく関連しているというふうに私は考えますが、市の御認識について教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 今議員がおっしゃったように、公園の整備につきましては、東大和市が目指しております、日本一子育てしやすいまちづくりの大きな要素の1つであると認識しております。若い世代が他市から移り住んでいただけるようなまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） さまざま、市には課題があつて、それに基づきいろいろ施策や実施計画などを作成して展開していると思うんですけども、この公園整備ということについてはどの程度の喫緊性もしくは重要性があるというふうに認識をされているのか。また、公園の整備を整えることで、市が掲げている大きな目標にどのような効果があると考えているのか。市では、この取り組みについていろいろと形は見せてくれるんですけど、実際取り組んでるというようなところはないので、2つ目、3つ目ぐらいの優先順位なのか、ちょっとそこら辺がわかりませんので、そのあたり具体的に何番目ですつていうことは示せないながらも、御認識について教えてください。

○副市長（小島昇公君） 市長が壇上で答えた部分で抜けてますよというお話ございましたが、市長は、基本的にはやはり公園に憩いの場というのを重きを置いてございます。いろんなときにお話をさせていただいており

ますが、市内を点と線で結びながら市内をめぐるっていただきたいという構想の拠点のところに、特色ある公園を配置できればというふうに考えてございます。

そして、それを市がここに公園をつくりますよというのを決めて、お金を出してばつとつくって、来てくださというのではなくて、少し時間はかかりますけども、皆さんの意見をいただく中で、こういう公園がいいよ、私たちがつくった公園だよ、私たちが守っていかうというところに重きを置いておりますので、重要度は非常に高い。ただ、時間は少しかかっているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　そうですね、市から提供されたものというよりも、自分たちでつくったっていうほうが思い入れや、あと愛着、それからこれからの維持管理っていうところにも影響が出てくるということで、丁寧に取り組んでらっしゃるといふ御認識だということに思いました。

ただ、公園とかってつくったことがないので、ないのでと言うとおかしいですけども、家にもモデルハウスがあって、それから自分たちに合ったものを変えていくというようなやり方があるのと同じで、1つそれが大正解とは思わないんだけど、1つこんな公園ってできるんだよっていうことをたたき台に、まずそれを市民に見せていただきたいとかですね。物事の考え方、一からやっていくと、なかなか決まるものも決まらないし、時間もかかるということであれば、何かモデルケースみたいな公園を1つお示しいただいて、それは大正解じゃないけど、これをもとに私だったらこうする、うちの地域だったらこうするっていうものがないと、なかなか進まないんじゃないかなというふうな感想を持ちました。これが正解かどうかわかりませんが、1つの検討材料としていただければなというふうに思っております。

いろいろと取り組みを考えていただいているということですけども、先ほど壇上でも述べました特色ある公園整備基本方針と公園施設長寿命化計画について、少しお聞きしたいと思います。

この公園施設長寿命化計画については、東大和市公共施設等マネジメント行動計画の中にその文言は示されてるんですけども、実際の計画っていうものを私はちょっと見たことがなくて、これは公表されているのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君）　公園施設長寿命化計画につきましては、26年3月に作成しております。内容は、各公園等の施設の老朽化等を加味し、更新のためのコストを平準化して再整備するために、各公園のベンチや階段、フェンス、アスファルト舗装、木道、水飲み場、車どめ、これらの再整備の概算経費と順番をリスト化したものでございます。毎年次、このリストを参考に施設再整備の実施設計をいたしますが、各施設の状況等によりまして、必ずしも全てリストどおりではなく、老朽化状況により計画年次には前後しますので、ホームページ等での公表はいたしていません。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　ぜひ私は公表していただいたほうがいいのかなというふうに思っております。確かに今の御答弁からすると、必ずしも全てリストどおりにはいかないし、老朽化の状況によっては順が前後することもありますよということだと思いますが、その旨を注釈として入れていただいて、要するに、市は公園整備を実際に計画立てて動いてるんだという実態とかですね、それを知りたいですし、逆に、うちの目の前の公園はぼろい、ぼろいとか大変だって思っても、いや、もっとちょっと先に手つけなきゃいけない公園があるんならしょうがないなという気持ちになるかもしれないですしね。公園に対する興味、関心が高いということで、公表することで、計画もあるんだということで期待も高まるでしょうし、その公表したことによって御

意見を言いたくなると。次はうちの近くに来るらしいと、整備が。じゃ、その前に言うておこうというようなことになるかもしれませんが、ぜひ公表をしていただきたいんですが、そこについて、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、公園施設長寿命化計画は、長寿命化計画っていうものがあるんですけども、単に長寿命化を図る計画っていうのと、先ほどから出ている特色ある公園整備っていうものが別建てになってるんですけども、それは一緒に融合してっていうかですね、整備をしながら特色をつけていくというような形で取り組まれていくのか、いかないのか、含まれているのかの点について教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市公園施設長寿命化計画、こちらは各公園等の施設の老朽化を加味し、ランニングコストを平準化して再整備するために、各公園のベンチとかその他の各施設の再整備の概算経費と順番をリスト化したものでございます。それに対しまして、平成28年3月に作成いたしました東大和市特色ある公園整備基本方針、こちらは既存公園の中から幾つかを選定して、特色を持たせた公園に変えていこうという方針でございまして、特色ある公園整備基本方針は長寿命化計画には含まれておらず、別個のものでございます。

しかしながら、特色ある公園の整備に当たりましては、長寿命化計画による再整備が無駄にならないように整合性を図っていくことが必要であると、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 二度手間にならないというかですね、基本的に特色ある公園というのは既存の公園をリニューアルするっていうことだと思いますので、そこは無駄のないような形で進めていっていただきたいと思います。

公園に関しては、今いろいろ聞いてきましたが、先日公表されました東大和市実施計画の中では、平成31年度から33年度の中で、公園の長寿命化に関しては1億3,785万1,000円、それから特色ある公園整備については、3年間で6,922万8,000円という財源が示されているので、ここの3年で少し私たちにも目に見えたりわかるような形で物事は進んでいくのかなというふうに期待しておりますが、いろいろと詳細決まっていなくてしょうが、この3年間、お金がついたわけですから、ざくっとで構いませんので、どんなことができるのかっていうような、取り組むのかということについて、最後教えていただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） 平成31年度からの実施計画ということで、初年度に当たります平成31年度は961万4,000円ということで、計上のほうを記載させていただいております。こちらの計画上の話で申し上げますと、特色ある公園を選定をした後に、やはりその周辺地域にお住まいの方たちとのワークショップを開催するというので、ワークショップの開催に伴う経費。それと、やはり先ほど議員のほうから御指摘がございました、やはりモデルというか、イメージが湧かなければ、なかなかどういう公園を自分たちが望むのかというところにたどり着かないというのがございますので、コンサルの委託料とかそういったものを、初年度分という形の入り口で計画では記載をしているものでございます。

ただ現状、このとおり31年度いけるかというところの兼ね合いもあるので、一応予算というところのフレームとしては、こういう960万円余りが特色ある公園ということで予算のフレームは確保させていただいておりますので、私たちは最大限、先ほど来の、どういった形でどこの場所の公園を整備すれば、それが市内全体の効果ある形の公園になるか、また公園が本来持つ価値というのを、やはり私たち行政だけではなくて、やはり市民の方と一緒に掘り起こすことで、そこでその公園の魅力なりが出てきて、それが最終的に地域の方の愛着につながればというところは、絶対的に今後求められると思っておりますので、そういった経費に少なくとも31

年度、使っていけるような形で事業には取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 31年度から具体的に約1,000万ですね、つきますので、これを契機に少し早く、すてきな公園のある東大和市が実現するように、少し巻いて取り組んでいただければ、さまざまな効果が出ると思いますので、よろしくをお願いします。

1点目は以上です。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会